

令和4年度第2回 松戸市公共施設再編整備推進審議会

日時：令和4年12月27日（火）10:00～

形式：オンライン会議

会議次第

1. 開会

2. 議事

(1) 松戸市公共施設等総合管理計画の改訂について

【資料1-1】松戸市公共施設等総合管理計画の改訂について

【資料1-2】「松戸市公共施設等総合管理計画の改訂について」における
委員からのご意見について

【資料2-1】松戸市公共施設等総合管理計画（改訂版素案たたき台）構
成（案）

【資料2-2】松戸市公共施設等総合管理計画（改訂版素案たたき台）

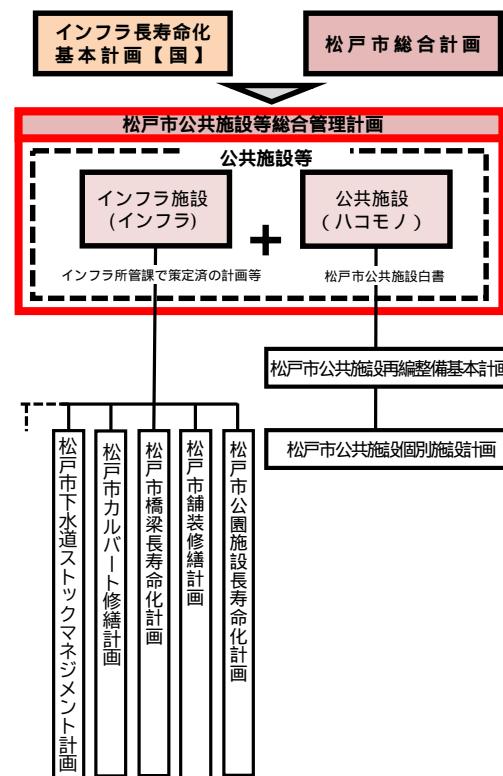
【参考資料】公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等
について（令和4年4月1日_総務省）

(2) その他について

3. 閉会

1. 現行計画策定の背景と目的

- 国は、H25.11月「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体においても、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画」の策定が要請された。
- 総合管理計画は、市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題などを踏まえ、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性を示した計画。
- 本市では、安全で快適な市民生活に資するため、総合管理計画をH29.3月に策定し、公共施設等の全体を把握するとともに、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、適正規模・適正配置を図り、将来的な財政負担の縮減と平準化を目指している。



2. 計画改訂について

- 社会情勢の変化や他の計画との整合性の確保など必要に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとしている。
 - 策定から一定期間が経過し（当初策定から5年が経過）、新たな課題（脱炭素化の取組等）への対応が必要なこと。
 - インフラ及び公共施設に関し、個別計画（長寿命化計画）の策定が進んだことから、内容の整合性を図る必要性があること。

以上を踏まえ、今後の整備において、地方財政措置を活用するためにも、松戸市公共施設等総合管理計画の見直しを行う。

参考（国からの通知等）

【R4.4.1改訂_公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）】

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂とあわせ、総合管理計画の改訂が未完了の地方公共団体は、適切に見直しを進め、R5年度末までに完了させることが示された。

また、公共施設等適正管理推進事業債は、事業期間がR8年度まで延長され、脱炭素化事業が新たに追加された。

3. 計画改訂のポイント

公共施設等の個別計画の内容を反映

- 現計画策定以後、本市においても公共施設及びインフラ施設の長寿命化計画（個別施設計画）等が策定されたことから、これらの内容を反映させ、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性について整合を図る。
- 長寿命化計画に基づく対策効果を反映した経費見込み及び対策による効果額についての記載を検討する。

新たな課題への対応

- 新たな課題への対応として「ユニバーサルデザイン化の推進方針」及び「脱炭素化の推進方針」についての考え方を本計画の項目として追加する。
 - 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（H29.2.20ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進方針についての記載を検討する。
 - 「松戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（R4.3月）の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進方針についての記載を検討する。

基礎データの更新

- 将来人口の推計については、公共施設個別施設計画や総合計画等との整合を図った50万人規模を維持した推計値に更新する。
- 財政状況や公共施設等に関する基礎情報については、新しいデータに更新する。

計画期間の変更

- 現行計画では60年間（H28年度～R57年度）となっているが、昨今の急激な社会状況の変化などを鑑み、今後、公共サービスや公共施設等のあり方が変化していくことが予想される中、実態に即した計画とすること、また他の計画との整合性を確保する観点から計画期間の短縮を検討する。



「松戸市公共施設等総合管理計画の改訂について」における委員からのご意見について

NO	ご意見	市の考え
1	<p>『松戸市公共施設等総合管理計画の改訂について』の内容については、総務省からの通知に対応するものであり、特に異論はありません。</p> <p>一方、小金原地域での検討など松戸市独自の公共施設再編整備のアプローチ（モデル的取り組み）について、これまでの取り組みと現状を評価し、必要に応じて軌道修正をするような検討も、改定作業の中で行えると良いと思います。</p>	<p>公共施設等総合管理計画では、総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和4年4月改訂）」を基に、市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題などを踏まえ、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性を示した計画とします。</p> <p>モデル地域の取組を含めた本市独自の取組につきましては、松戸市公共施設再編整備基本計画にて位置付けておりますので、今後、当該計画の進捗管理等の中で検討していきたいと考えています。</p>
2	<p>改訂の方向性については、国の指針に対応しており、特に問題はないと思います。</p> <p>ただし、貴市に限らず、その現実的な実現性については、甚だ未知数ですので、今後、品質面・財務面において危機が生じないように注意が必要だと思えます。</p> <p>今後さらに、一つひとつ施設の見える形を変えていく努力が必要と考えます。</p>	<p>N0.1と同様に総務省から示された通知を基に市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題などを踏まえ、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性を示した計画とします。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、進捗管理の中で品質面・財務面において危機が生じないように注視していきます。</p>

松戸市公共施設等総合管理計画（改訂版 素案たたき台）構成（案）

現行計画（平成 29 年 3 月）	改訂版 素案たたき台	改訂の方向性
第 1 章 松戸市公共施設等総合管理計画について 1．計画の目的 2．計画の位置づけ 3．基本理念 4．計画期間 5．取組み体制	第 1 章 公共施設等総合管理計画について 1．計画の背景と目的 2．計画の位置づけ 3．計画期間 4．対象施設 5．地域区分	<ul style="list-style-type: none"> “ 3．計画期間 ” は、期間の短縮を検討（令和 57 年度まで 令和 20 年度まで）
第 2 章 公共施設等の現状及び将来の見通し 1．松戸市の状況 2．財政状況 3．公共施設等の状況 3-1. 公共建築物 3-2. インフラ 4．人口 5．公共施設等更新等費用試算 5-1. 公共建築物 5-2. インフラ（橋梁） 6．公共施設を巡る状況と再編整備の必要性 7．公共施設再編整備に向けた取組み方針	第 2 章 公共施設等の現状及び将来の見通し 1．本市の状況 (1) 人口 (2) 財政状況 2．公共施設等の状況 (1) 公共施設 (2) インフラ施設 3．公共施設等更新等費用試算	<ul style="list-style-type: none"> 基礎データの更新及び項目の整理 “ 3．公共施設等更新等費用試算 ” の掲載箇所は第 2 章又は第 3 章で検討中 “ 3．公共施設等更新等費用試算 ” は、個別施設計画に基づく対策効果を反映した場合の費用についても試算予定
第 3 章 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針 1．公共施設等の管理に関する基本的な考え方 1-1. 公共建築物 1-2. インフラ 2．フォローアップの実施方針	第 3 章 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な考え方 1．現状や課題に関する基本認識 2．公共施設等の管理に関する基本的な方針 (1) 公共施設 (2) インフラ施設 (3) 共通事項 3．民間活力の導入 4．公共施設等更新等費用試算	<ul style="list-style-type: none"> 現計画“ 第 2 章 6．公共施設を巡る状況と再編整備の必要性 ” を、“ 1．現状や課題に関する基本認識 ” として整理 “ 2．公共施設等の管理に関する基本的な方針 ” は、記載内容を拡充するとともに、(3) 共通事項として、“ ユニバーサルデザイン化の推進方針 ”、“ 脱炭素化の推進方針 ” を追加 現計画“ 第 2 章 7．公共施設再編整備に向けた取組み方針 ” を、“ 2．公共施設等の管理に関する基本的な方針 (1) 公共施設 ” にて整理 現計画“ 第 4 章 施設種別ごとの管理計画について ” を、“ 2．公共施設等の管理に関する基本的な方針 ” にて整理し、個別施設計画との整合を図り、大きな方針を記載 “ 3．民間活力の導入 ” を追加
第 4 章 施設種別ごとの管理計画について	第 4 章 計画の推進 1．取組体制 (1) 庁内での推進体制 (2) 市民・議会への説明 2．進捗管理 (1) 進捗管理の仕組み (2) 計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 現計画“ 第 1 章 5．取組み体制 ”・“ 第 3 章 2．フォローアップの実施方針 ” を“ 第 4 章 計画の推進 ” として整理
第 5 章 今後のスケジュール		<ul style="list-style-type: none"> 削除
参考資料 ・松戸市公共施設再編整備検討委員会設置要綱 ・対象施設一覧	参考資料 1．過去に行った対策の主な実績 2．公共施設の内訳 3．インフラ施設の内訳 4．長寿命化の基本的な考え方 5．公共施設等更新等費用試算に関する主な試算条件 6．公共施設の一覧（令和 4 年 4 月 1 日現在） 7．松戸市公共施設再編整備検討委員会設置要綱 8．用語集	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定後に実施した対策の主な実績を追加 公共施設、インフラ施設、それぞれ 3 時点の内訳を追加 そのほか本編を補足する資料を追加 用語集を追加

松戸市公共施設等総合管理計画
(改訂版素案たたき台)

※構成（案）に基づき作成のイメージをお示しするものであり、内容が確定したものではありません。

平成29年3月策定

(令和●年●月改訂)

松 戸 市

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画について	-
1. 計画の背景と目的	-
2. 計画の位置づけ	-
3. 計画期間	-
4. 対象施設	-
5. 地域区分	-
第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し	-
1. 本市の状況	-
2. 公共施設等の状況	-
3. 公共施設等更新等費用試算	-
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方	-
1. 現状や課題に関する基本認識	-
2. 公共施設等の管理に関する基本的な方針	-
3. 民間活力の導入	-
4. 公共施設等更新等費用試算	-
第4章 計画の推進	-
1. 取組体制	-
2. 進捗管理	-
参考資料	-
1. 過去に行った対策の主な実績	-
2. 公共施設の内訳	-
3. インフラ施設の内訳	-
4. 長寿命化の基本的な考え方	-
5. 公共施設等更新等費用試算に関する主な試算条件	-
6. 公共施設の一覧（令和4年4月1日現在）	-
7. 松戸市公共施設再編整備検討委員会設置要綱	-
8. 用語集	-

第1章 公共施設等総合管理計画について

1. 計画の背景と目的

松戸市（以下「本市」という。）では、昭和 30 年代の後半から道路や橋梁、上下水道などの社会インフラの整備が急速に進み、昭和 40 年代から 50 年代にかけての人口急増期には、多くの公共施設を集中的に整備してきました。

これらの公共施設及びインフラ施設（以下「公共施設等」という。）は、本市のまちづくりにおいて市民生活の基盤や地域コミュニティの形成等に重要な役割を果たしてきたところです。

これまで整備してきた公共施設等では老朽化が進んでおり、今後、これらの維持管理や機能更新などが集中的に発生した場合には本市財政への影響も懸念されているところです。また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、頻発化する大規模災害等への対応などにより社会情勢は大きく変化しており、公共施設等に求められるニーズも多様化しています。

国においては、平成 25 年 11 月「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）を策定し、インフラ老朽化対策を推進しており、地方公共団体に対しても、「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について（平成 26 年 4 月）」（総務省）により全ての公共施設等を対象とした管理に関する基本的な考え方などを示す、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

本市では、平成 29 年 3 月に、本市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題などを踏まえ、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性を示した、「松戸市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

本計画では、公共施設等の全体を把握するとともに、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、将来的な財政負担の縮減と平準化を図り、公共施設等の最適な施設規模と配置を目指しています。

そして、本計画の策定後、一定期間が経過したことや公共施設等の個別施設計画の策定が進んでいること、また、国の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（平成 26 年 4 月 22 日策定）」が令和 4 年 4 月に改訂されたことから、本計画の見直しを実施することとしました。今般の見直しでは、本計画に基づき策定した公共施設等の個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させることや新たな課題への方針を示すことなどにより、本計画の内容を拡充するものです。

今後も、公共施設等の最適化はまちづくりの礎であるという認識のもと、本計画に基づき、総合かつ計画的な取組を行うことにより、安全で快適な市民生活に資するとともに、本市の持続可能なまちづくりを進めていきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題などを踏まえ、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性について定める計画です。

また、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」において策定することが求められている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として位置付けます。

個別施設毎の具体的な取組内容等は、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」においてお示しします。

なお、松戸市公共施設再編整備基本方針（平成 27 年 7 月）は、内容を継承したうえで、本計画に統合します。

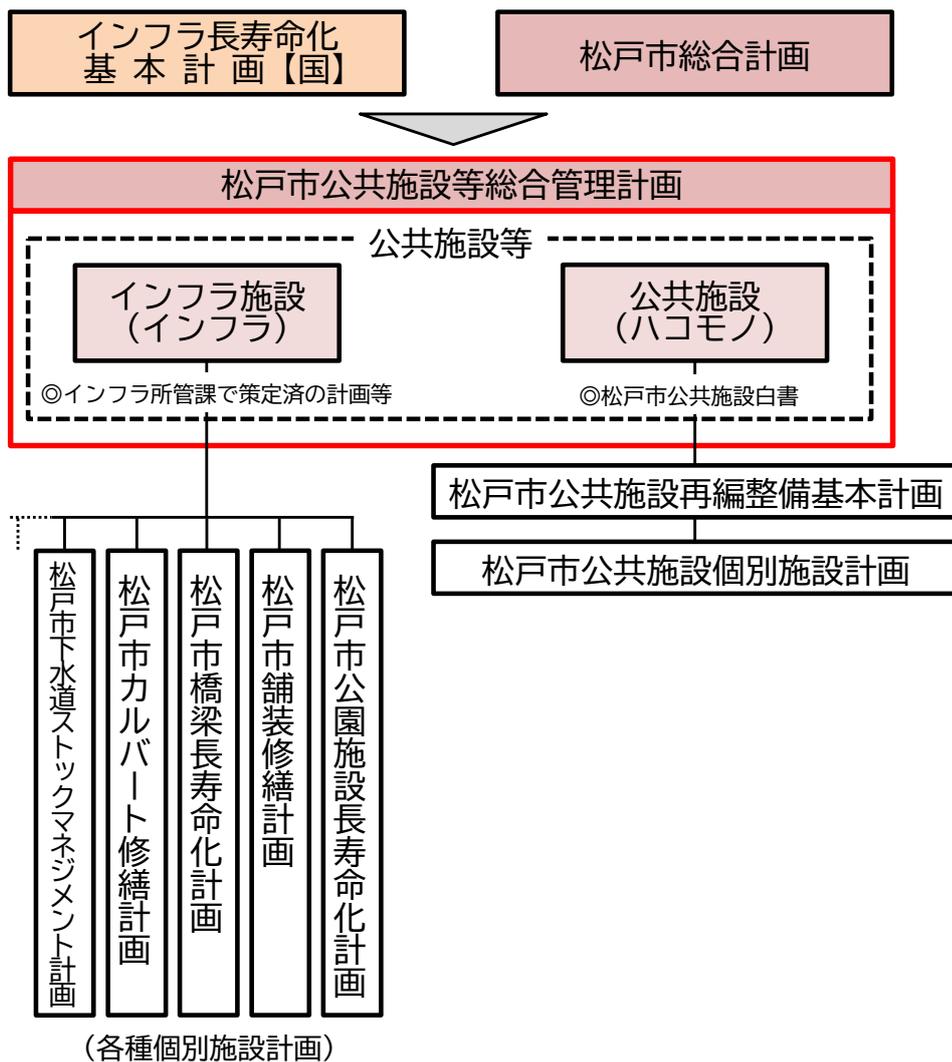


図 1-1 計画体系及び位置付け

－SDGs との関係－

本計画では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や取組の方向性を示し、本市の持続可能なまちづくりを進めていくものであることから、本計画を通して、SDGs の達成に貢献していきます。



出典：国際連合広報センター

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 57 年度（2075 年度）までの 60 年間としていましたが、令和 20 年度（2038 年度）までの期間に改めます。

当初の計画では、公共施設（鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄骨造）の耐用年数 60 年間に合わせて設定することにより、包括的に検討可能な計画とすることを意図していました。

しかしながら、昨今の急激な社会状況の変化などを鑑み、今後、公共サービスや公共施設等のあり方が変化していくことが予想される中、実態に即した計画とするため、計画期間を短縮するものです。

ただし、社会状況の変化や他の計画との整合性の確保など、計画期間内であっても、柔軟に計画の見直しを行います。

4. 対象施設

本計画における対象施設は、以下の公共施設とインフラ施設です。（詳細については「参考資料 2. 公共施設の内訳」及び「参考資料 3. インフラ施設の内訳」を参照）

公共施設：インフラ施設や防災倉庫等を除いた建築物、いわゆる「公共建築物」を対象とします。

インフラ施設：主に社会基盤を形成する施設とし、公園施設、道路施設、河川施設、上水道施設、下水道施設を対象とします。

表 1-1 公共施設の分類

大分類	主な施設
行政サービス施設	市庁舎、支所、消防署、勤労会館、男女共同参画センター等
集会施設	市民センター、まつど市民活動サポートセンター等
文化施設	図書館、公民館、青少年会館、市民会館、市民劇場、文化会館、博物館等
教育施設	小学校、中学校、高等学校、旧古ヶ崎南小学校等
児童施設	放課後児童クラブ、保育所、常盤平児童福祉館、おやこ DE 広場等
福祉施設	老人福祉センター、こども発達センター等
保健・医療施設	市立総合医療センター、中央保健福祉センター等
スポーツ施設	体育館、運動公園競技場、プール等
公園施設	21 世紀の森と広場（パークセンター）等
住宅施設	市営住宅
環境施設	クリーンセンター、資源リサイクルセンター、日暮最終処分場等
その他施設	自転車駐車場、松戸駅西口地下駐車場、斎場、集会所、公衆便所等

表 1-2 インフラ施設の分類

分類	主な施設
公園	都市公園・遊具等
道路	道路、橋梁、カルバート、法面、道路照明、道路標識
河川	河川、都市水路、雨水管、雨水貯留地、排水機場
上水道	管路、浄水場、配水場等
下水道	管路、中継ポンプ、マンホールポンプ、下水道終末処理場、雨水ポンプ場等

※公共施設等は多岐にわたるため、便宜上、機能別に分けて分類しています。

5. 地域区分

地域の区分は本計画の策定時に設定した本庁及び支所管区の9区分（本庁、常盤平、小金、小金原、六実、馬橋、新松戸、矢切、東部）を基本単位として整理します。



図 1-2 地域区分

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1. 本市の状況

本市は、都心から 20km 圏に位置し、千葉県東葛地域（北西部）に位置しています。

西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区・江戸川区・埼玉県三郷市に隣接し、南側は市川市、東側は鎌ヶ谷市、東側から北側にかけて柏市・流山市と隣接しています。

松戸の市域面積は 61.38 km²で、市域は東西 11.4km、南北 11.5km と、ひし形状の広がりとなっています。

交通をみると、東京外かく環状道路の松戸インターチェンジや国道 6 号（水戸街道）を中心とした道路網、JR 常磐線、JR 武蔵野線、新京成線、北総線等の鉄道網が充実し、松戸駅から東京駅まで最短 24 分と交通の利便性が非常に高い位置にあります。そのため東京都区部への通勤・通学者が多い住宅都市の性格が非常に強くなっています。



図 2-1 本市の位置

本市の都市構造は、首都圏の急激な人口増加を背景に東京のベッドタウンとして団地整備が始まった昭和 30 年代後半から急速に都市化が進み、昭和 35 年頃から人口集中地区が増えました。当初は本庁地域や矢切地域の一部のみだったのが、平成 12 年頃には市のほとんどのエリアが人口集中地区になりました。これは本市の強みである充実した鉄道・バスの公共交通ネットワークにより、地域単位で市街地が形成されたものです。

このような都市構造においては、地域ごとに市民生活に必要な様々な公共施設を整備しており、後述する将来人口の推計も鑑みながら、公共施設の再編整備を検討していく必要があります。

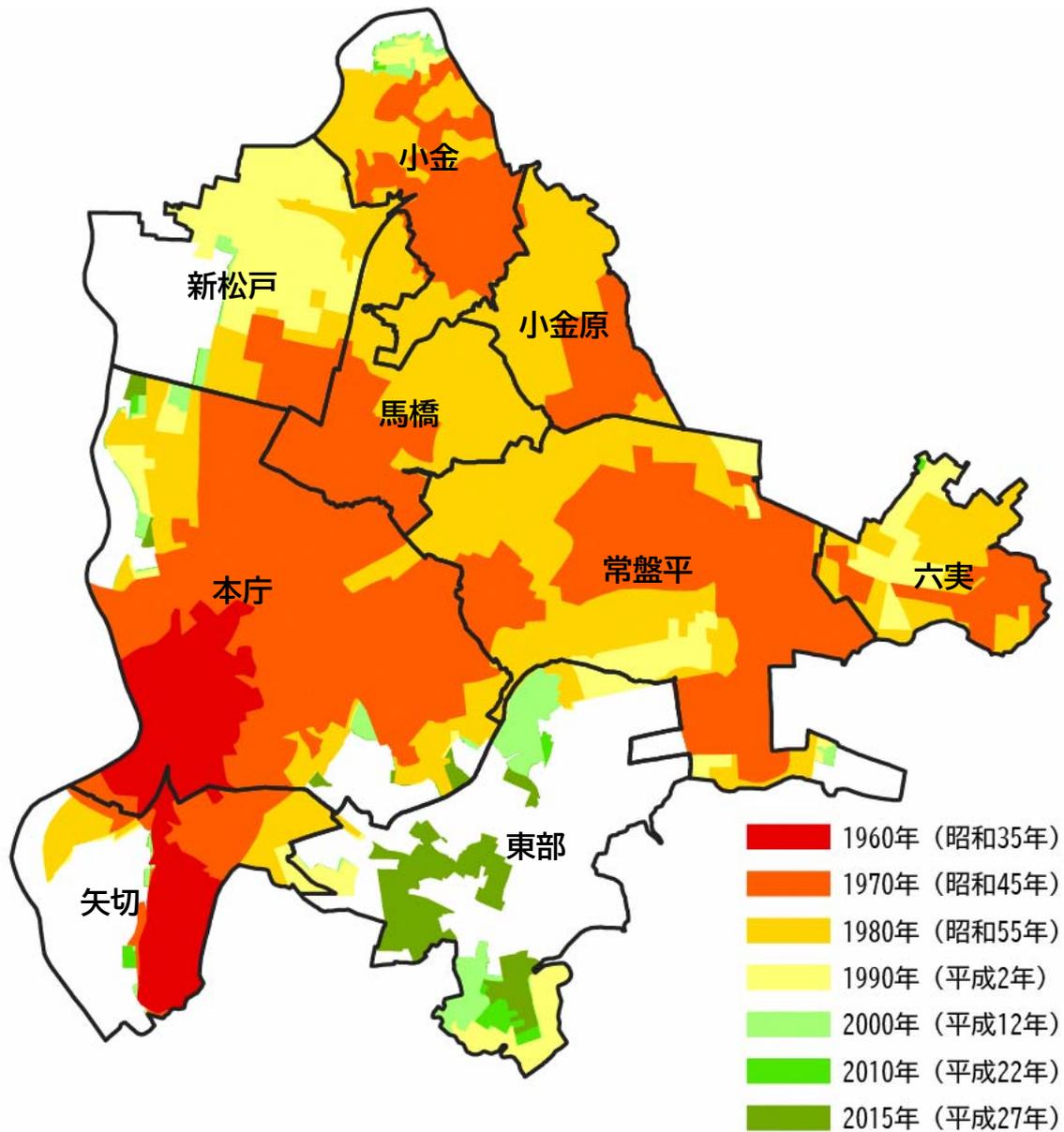
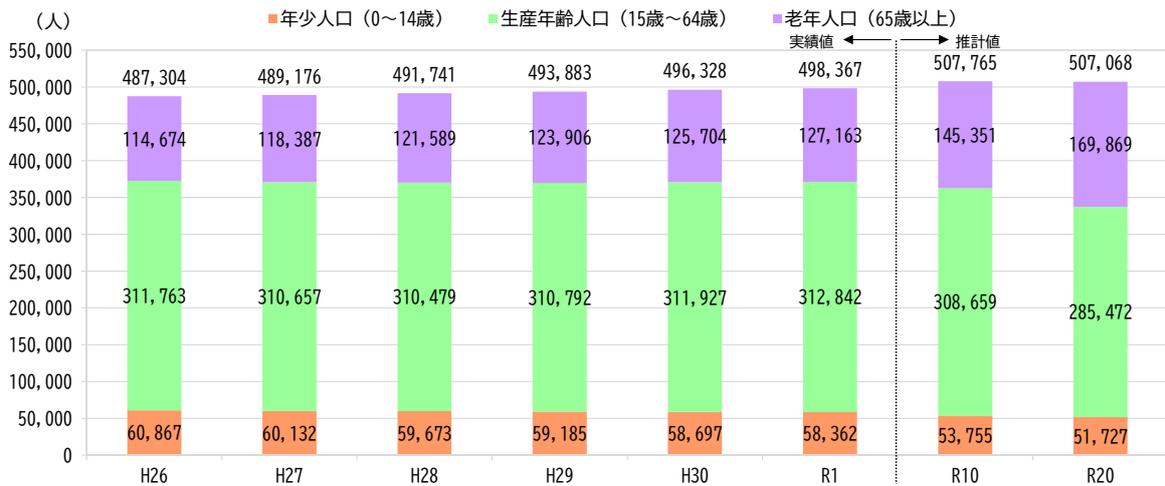


図 2-2 人口集中地区の変遷 (昭和 35 年～平成 27 年)

(1) 人口

1) 本市の人口と将来動向

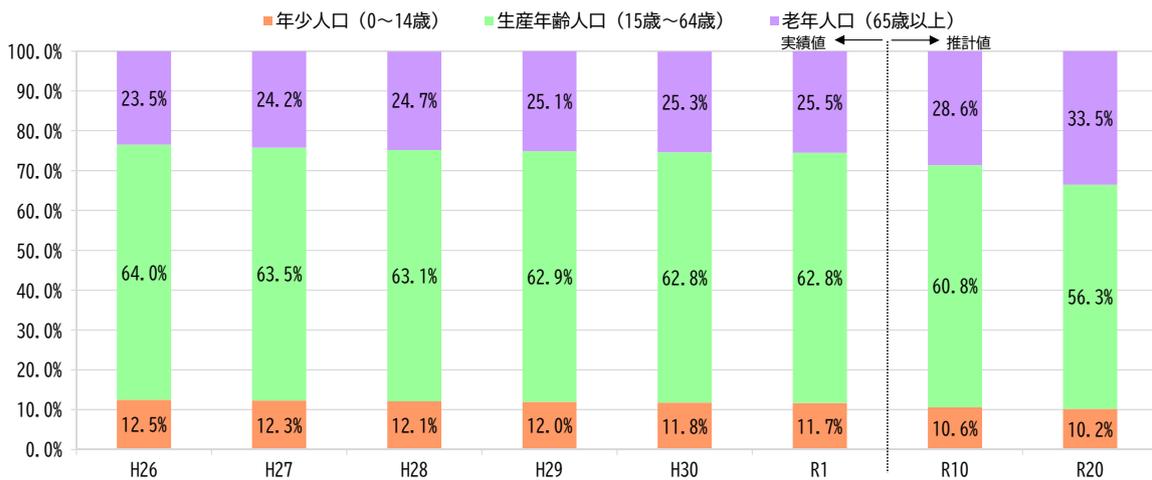
本市の近年の人口動向は増加を続けて、令和元年度時点の人口は約 49.8 万になっています。松戸市総合計画（令和 4 年 4 月）の将来人口の展望では、目標年次の令和 12 年（2030 年）において人口 50 万人規模を維持することとしています。これを受けて、本計画では、令和元年以降人口はほぼ横ばいに推移し、令和 20 年（2038 年）時点で約 50.7 万人と見込んでいます。また、年齢 3 区分別人口を見ると、年少人口（0～14 歳人口）は約 5.2 万人、生産年齢人口（15～64 歳人口）は約 28.5 万人であり、減少傾向にあります。老年人口（65 歳以上）は約 17.0 万人であり、増加することが見込まれます。



※令和元年までは、住民基本台帳人口による。（各年 9 月末日現在）

※将来人口の推計に当たっては、松戸市総合計画における松戸市将来人口の展望と同じ条件で試算を行った。

図 2-3 年齢 3 区分別人口の推移と将来動向



※端数処理により四捨五入しているため合計は 100 でない場合がある。

図 2-4 年齢 3 区分別人口割合の推移と将来動向

2) 地域別の人口と将来動向

本市の人口構造の変化が予測される中、地域別の人口動向に応じた公共施設再編整備の検討が必要と考え、地域別の人口動向を把握することとし、将来人口の推計を地域ごとに集計しました。

総人口は令和20年まで現在の人口規模を維持しますが、地域別では約半分の地域で人口減少が見込まれます。中でも小金原地域及び矢切地域では令和20年までに2割程度減少することが見込まれる一方、東部地域及び本庁地域では2割程度の人口増加が見込まれます。

また、年齢3区分別人口を見ると、年少人口は本庁地域を除き人口減少が見込まれ、小金原地域及び矢切地域は3割程度、六実地域、常盤平地域及び新松戸地域は2割程度減少することが見込まれます。老年人口では小金原地域を除き人口増加が見込まれます。

この様に、地域ごとに異なる人口動向が見込まれることから、再編整備に当たっては、地域の状況に応じて細やかな対応が求められます。

表 2-1 地域別年齢3区分別人口と将来動向

	人口			年少人口(0~14歳)			生産年齢人口(15~64歳)			老年人口(65歳以上)		
	令和元年	令和10年	令和20年	令和元年	令和10年	令和20年	令和元年	令和10年	令和20年	令和元年	令和10年	令和20年
本庁地域	139,840	155,057	163,173	16,447	17,298	17,674	91,151	99,426	97,530	32,242	38,333	47,969
	—	10.9	16.7	—	5.2	7.5	—	9.1	7.0	—	18.9	48.8
常盤平地域	90,480	87,334	82,611	9,830	8,461	7,639	54,357	49,589	42,333	26,293	29,284	32,639
	—	▲ 3.5	▲ 8.7	—	▲ 13.9	▲ 22.3	—	▲ 8.8	▲ 22.1	—	11.4	24.1
小金地域	43,540	44,991	45,876	5,031	4,872	4,786	27,623	27,340	25,933	10,886	12,779	15,157
	—	3.3	5.4	—	▲ 3.2	▲ 4.9	—	▲ 1.0	▲ 6.1	—	17.4	39.2
小金原地域	27,727	24,007	21,239	3,041	2,411	2,062	15,524	13,122	10,580	9,162	8,474	8,597
	—	▲ 13.4	▲ 23.4	—	▲ 20.7	▲ 32.2	—	▲ 15.5	▲ 31.8	—	▲ 7.5	▲ 6.2
六実地域	29,271	28,109	26,156	3,317	3,030	2,520	18,146	15,676	12,697	7,808	9,403	10,939
	—	▲ 4.0	▲ 10.6	—	▲ 8.7	▲ 24.0	—	▲ 13.6	▲ 30.0	—	20.4	40.1
馬橋地域	40,227	42,580	42,557	4,514	4,232	4,121	26,103	26,591	24,420	9,610	11,757	14,016
	—	5.8	5.8	—	▲ 6.2	▲ 8.7	—	1.9	▲ 6.4	—	22.3	45.8
新松戸地域	59,597	57,955	55,459	6,367	5,798	5,235	37,162	33,484	30,199	16,068	18,673	20,025
	—	▲ 2.8	▲ 6.9	—	▲ 8.9	▲ 17.8	—	▲ 9.9	▲ 18.7	—	16.2	24.6
矢切地域	27,784	22,167	22,086	3,471	2,356	2,290	17,459	13,562	12,712	6,854	6,249	7,084
	—	▲ 20.2	▲ 20.5	—	▲ 32.1	▲ 34.0	—	▲ 22.3	▲ 27.2	—	▲ 8.8	3.4
東部地域	39,901	45,565	47,911	6,344	5,300	5,398	25,317	29,871	29,070	8,240	10,394	13,443
	—	14.2	20.1	—	▲ 16.5	▲ 14.9	—	18.0	14.8	—	26.1	63.1
松戸市	498,367	507,765	507,068	58,362	53,755	51,727	312,842	308,659	285,472	127,163	145,351	169,869
	—	1.9	1.7	—	▲ 7.9	▲ 11.4	—	▲ 1.3	▲ 8.7	—	14.3	33.6

※各地域・各年、上段：人口（人）、下段：令和元年を基準とした増減率（％）

※令和元年については住民基本台帳人口による。（9月末日現在）

※将来人口の推計に当たっては、松戸市総合計画における松戸市将来人口の展望と同じ条件で試算を行った。

※端数処理をしているため、年齢区分別の人口の各地域の合計と松戸市全体とは整合しない場合がある。

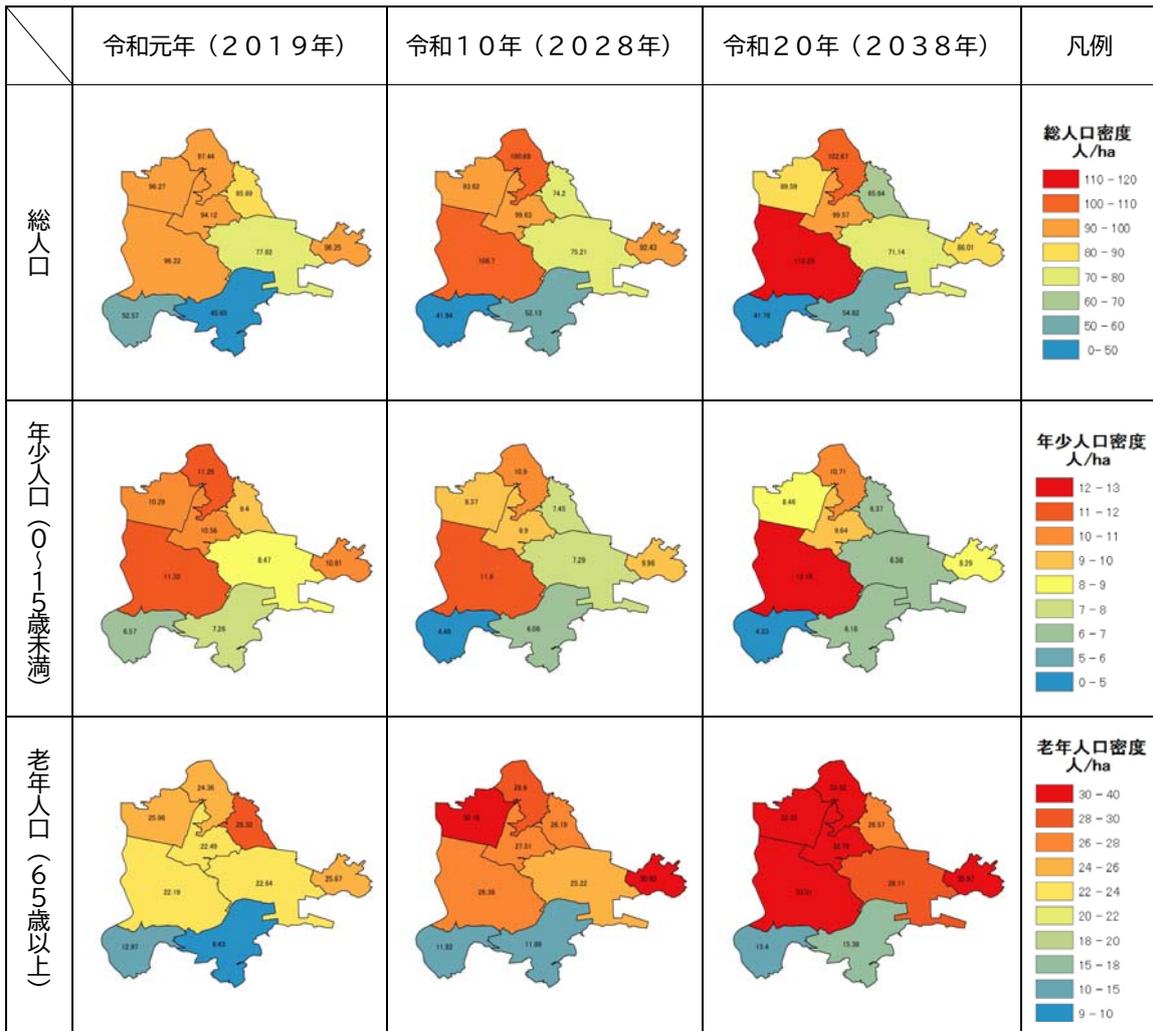
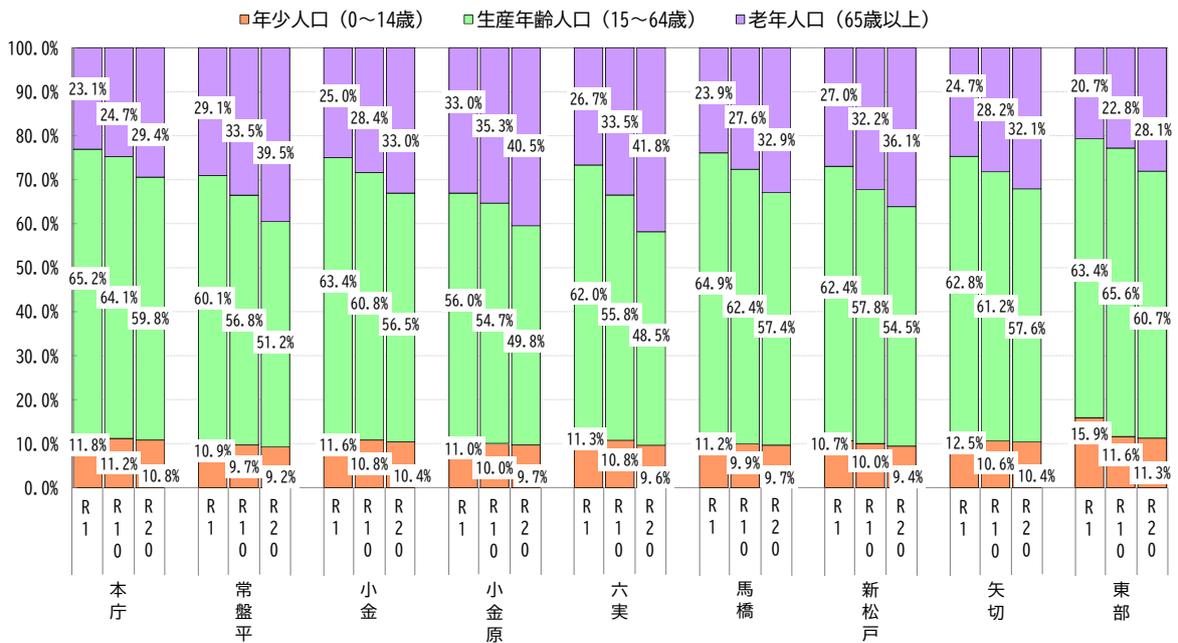


図 2-5 地域別人口と将来動向



※端数処理により四捨五入しているため合計は100でない場合がある。

図 2-6 地域別年齢3区分別人口割合と将来動向

(2) 財政状況

1) 歳入・歳出の推移

本市の歳出の規模は増加傾向にあります。市税収入についても、歳出の動きと同様に堅調に推移しています。

なお、令和2年度の歳入・歳出決算額が突出しているのは新型コロナウイルス感染症対策の一時的な経費の増加によるものです。

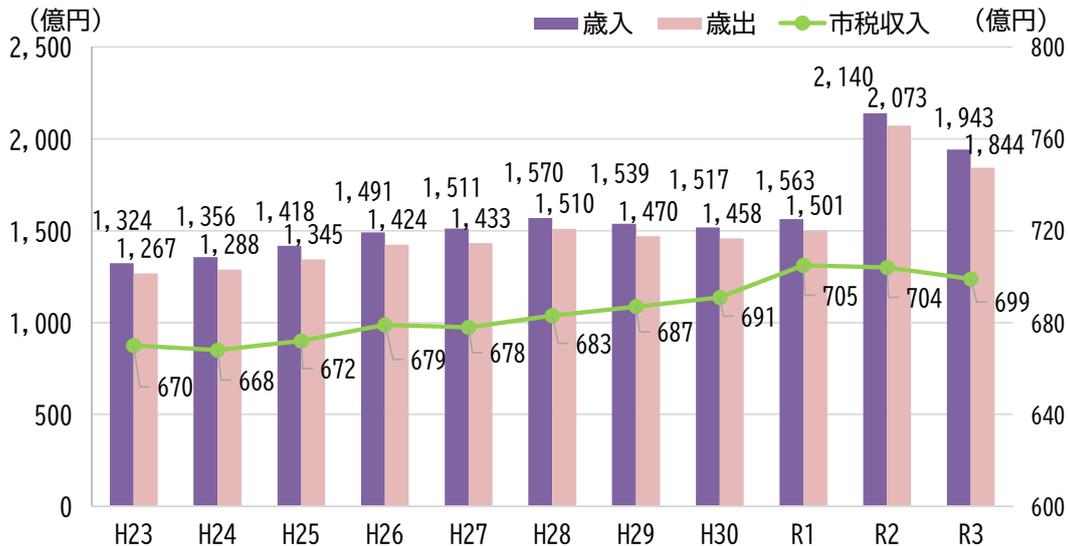


図 2-7 歳入・歳出の推移

出典：松戸市財政状況のあらまし及び松戸市の財政状況より作成

2) 費目別歳出の推移

少子高齢化の進展により、義務的経費である生活保護費などの扶助費や、国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険特別会計への経常的な繰出金が増加していることに加え、少子化対策や、まちの活力を向上させるための子育て施策の積極的な取組などにより、社会保障関係経費が増加傾向となっています。

公共施設等にかかる保全などのための維持補修費については、近年は毎年約 20 億円で推移しています。

普通建設事業費については、その年々に行う事業の内容により、事業費の総額や比率に多少の増減はあるものの、歳出全体の概ね 10%前後で推移しています。

まちを再生し、賑わいに満ちた選ばれる持続可能なまちを目指すには、公共施設等を適正に管理しながら、将来の発展に資する事業に対し、適切な投資を行うことが求められます。

そのことにより、一時的には普通建設事業費が増加していくことが見込まれますが、長期的な視点での財政負担も考慮しつつ、最も経済的・効率的な整備手法を用いるなど、適時・適切に対応する必要があります。

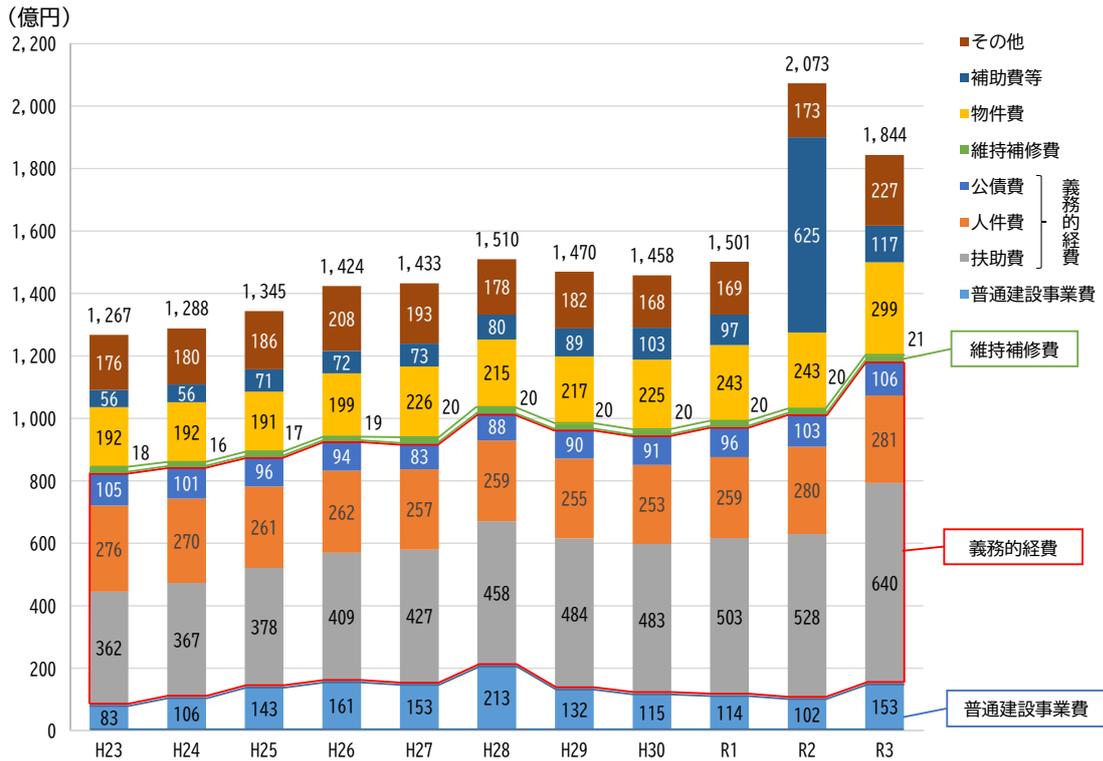


図 2-8 費目別歳出の推移
 出典：総務省「平成 23 年～令和 2 年度市町村別決算状況調査」及び
 令和 3 年度決算カードより作成

3) 市債残高の推移

市債残高の推移については、臨時財政対策債の発行などの影響により、近年増加傾向にあります。今後は、普通建設事業費の増加に伴い市債残高の増加が見込まれます。

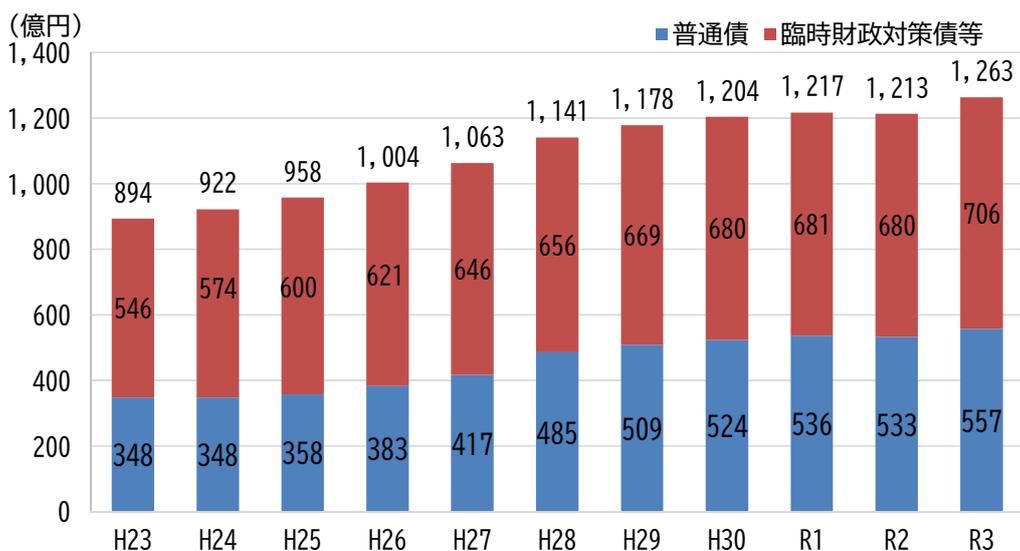


図 2-9 市債残高（一般会計）の推移
 出典：松戸市財政状況のあらまし及び松戸市の財政状況より作成

2. 公共施設等の状況

(1) 公共施設

1) 大分類に見た施設数量

① 大分類の施設数・延床面積

本市の公共施設は、令和4年4月1日現在、412施設です。延床面積は約98.6万㎡で、そのうち約95.8%は市が所有しています。行政サービス施設、児童施設、住宅施設などの一部において民間施設を利用しています。

表 2-2 大分類の施設数・延床面積

大分類	施設数			延床面積 (㎡)		
	合計	市所有	民間等	合計	市所有	民間等
行政サービス施設	76	65	11	65,764.98	53,394.23	12,370.75
集会施設	19	17	2	22,252.13	19,942.83	2,309.30
文化施設	35	31	4	56,350.39	53,457.96	2,892.43
教育施設	68	68	0	507,822.55	507,822.55	0
児童施設	87	74	13	24,046.89	22,051.27	1,995.62
福祉施設	9	8	1	11,127.14	11,033.25	93.89
保健・医療施設	13	11	2	74,232.25	73,120.91	1,111.34
スポーツ施設	13	13	0	36,041.31	36,041.31	0
公園施設	12	12	0	3,168.76	3,168.76	0
住宅施設	24	17	7	104,025.73	84,254.59	19,771.14
環境施設	8	8	0	42,371.17	42,371.17	0
その他施設	48	45	3	38,597.99	37,321.47	1,276.52
公共施設全体	412	369	43	985,801.29	943,980.30	41,820.99

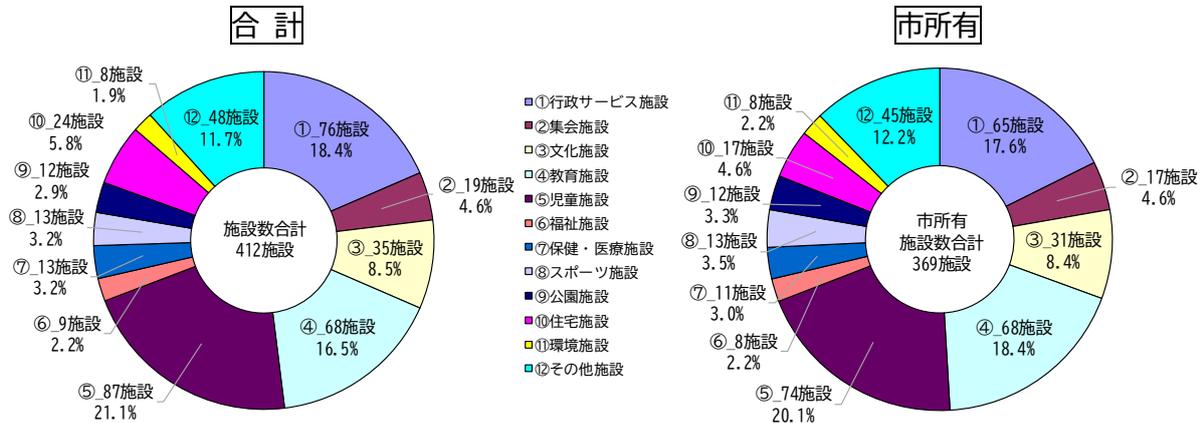
※市所有は行政財産、普通財産の面積を示し、民間等は、民間建物、区分所有の面積を示す。

※複合施設で施設専有の延床面積が把握できない場合は、建物を所管している施設の延床面積に計上している。

② 大分類別の施設数・延床面積の割合

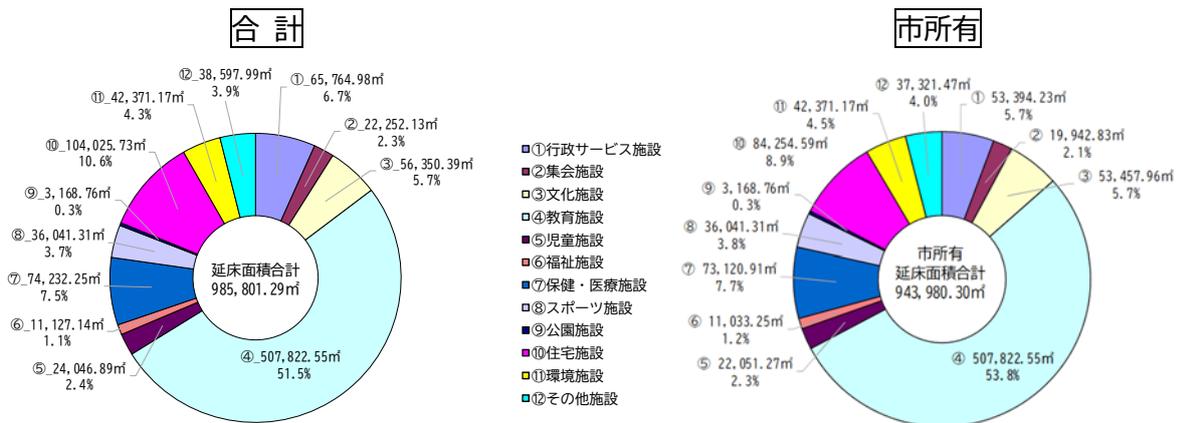
公共施設の大分類別割合を見ると、施設数割合は、行政サービス施設・教育施設・児童施設が多く、3つの大分類合計が56.0%と公共施設全体の半分以上を占めていますが、施設延床面積割合では、教育施設のみで51.5%と公共施設全体の半分以上を占めています。

また、市が所有している公共施設の大分類別割合については、公共施設全体と同様の傾向を示しています。



※端数処理により四捨五入しているため割合の合計は100でない場合がある。

図 2-10 大分類別の施設数割合



※複合施設で施設専有の延床面積が把握できない場合は、建物を所管している施設の延床面積に計上している。

※端数処理により四捨五入しているため割合の合計は100でない場合がある。

図 2-11 大分類別の施設延床面積割合

本市の公共施設は、利用圏域別に市域全域を対象とした施設（本庁舎・博物館等）と、対象地域を意識して地域別に配置した施設（市民センター・小中学校等）に分類されます。利用圏域別の施設数及び延床面積は、以下のとおりです。

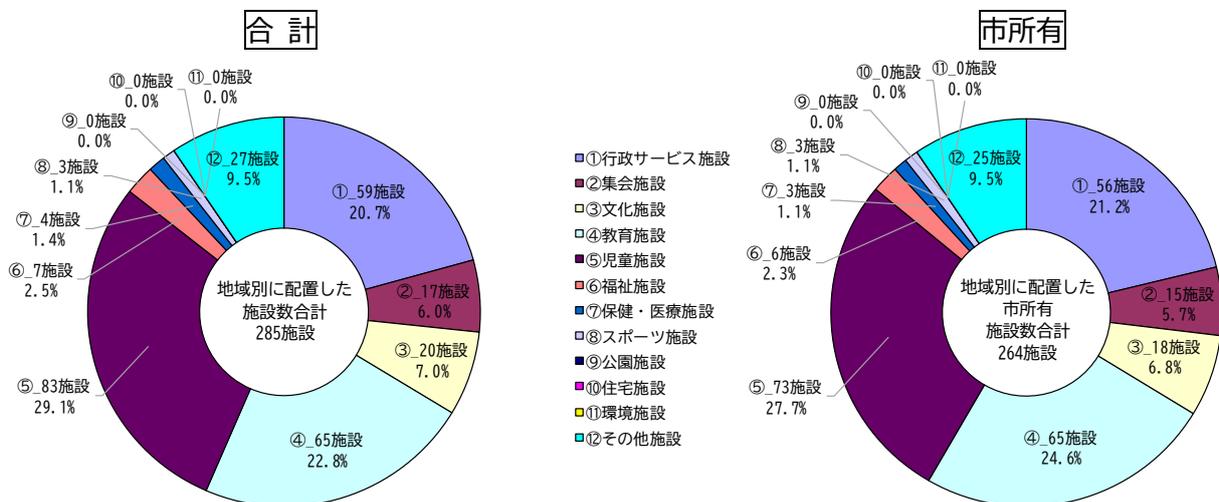
表 2-3 利用圏域別施設数と延床面積

	施設数	施設数割合	延床面積	延床面積割合
市域全域を対象とした施設	123施設	29.9%	392,121.29㎡	39.8%
うち市所有	101施設	27.4%	358,110.50㎡	37.9%
対象地域を意識して地域別に配置した施設	285施設	69.2%	590,767.32㎡	59.9%
うち市所有	264施設	71.5%	582,957.12㎡	61.8%
その他施設	4施設	1.0%	2,912.68㎡	0.3%
うち市所有	4施設	1.1%	2,912.68㎡	0.3%

※端数処理により四捨五入しているため合計は100でない場合がある。

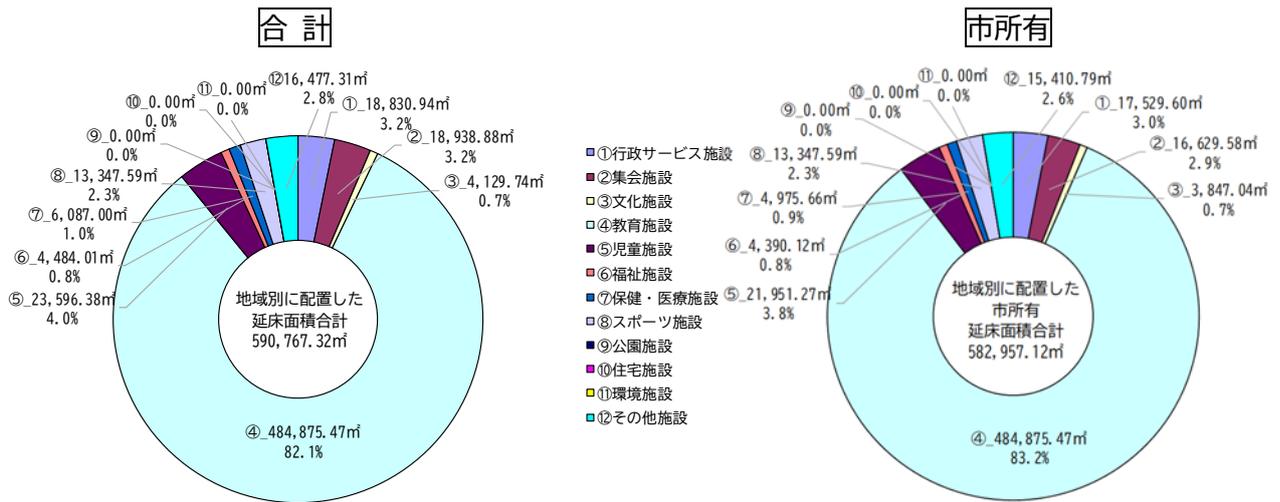
次に対象地域を意識して地域別に配置した公共施設の大分類別割合を見ると、施設数割合は、行政サービス施設・教育施設・児童施設が多く、3つの大分類合計が72.6%と7割以上を占めていますが、施設延床面積割合では、教育施設のみで82.1%と対象地域を意識して地域別に配置した公共施設の合計延床面積の大半を占めています。

また、市が所有している施設についても同様の傾向を示しています。



※端数処理により四捨五入しているため割合の合計は100でない場合がある。

図 2-12 大分類別の施設数割合（対象地域を意識して地域別に配置した施設）



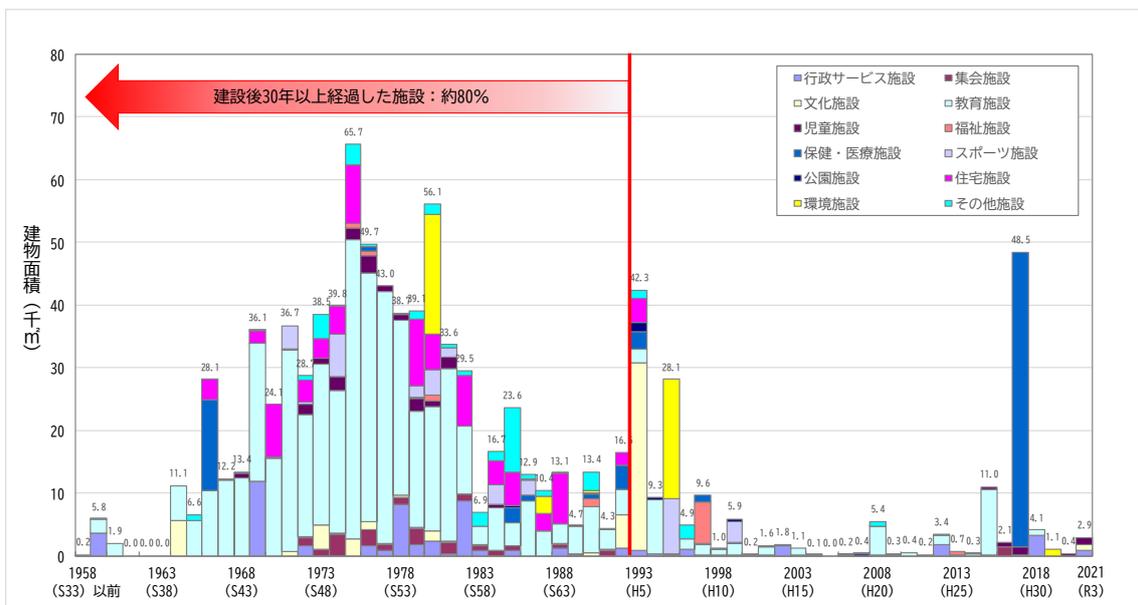
※複合施設で施設専有の延床面積が把握できない場合は、建物を所管している施設の延床面積に計上している。
 ※端数処理により四捨五入しているため割合の合計は 100 でない場合がある。

図 2-13 大分類別の施設延床面積割合 (対象地域を意識して地域別に配置した施設)

③ 建設年度別に見た大分類別の延床面積の分布

本市が所有する公共施設大分類別の延床面積を建設年度別に見ると、図 2-14 のとおり、高度経済成長期の人口増加に対応して、昭和 40 年代から 50 年代頃に教育施設を中心とした施設整備が集中的に行われました。また、平成 5 年には文化会館、平成 7 年には和名ヶ谷クリーンセンター、平成 29 年には市立総合医療センターが整備されたため、建設年度別の延床面積の分布が大きくなっています。

本市では、令和 4 年度時点で建設後 30 年以上を経過した施設が約 80% を占めており、施設の老朽化が進行しています。



※本庁舎及び学校施設は棟ごとに集計した。

※複合施設で施設専有の延床面積が把握できない場合及び共用部分の面積は、建物を所管している施設の延床面積に計上した。

図 2-14 建設年度別に見た大分類別の延床面積の分布

2) 地域別市民1人当たり延床面積の動向

公共施設の市民1人当たりの延床面積について、平成31年4月1日現在の公共施設面積がそのまま維持されることを前提とした場合における今後の人口動向を踏まえた将来の状況をみると、市全体の人口は横ばいであるため、市民1人当たりの延床面積も横ばいとなっています。

しかし、地域別の状況を見ると、地域別の人口動向に応じ、市民1人当たりの延床面積は変化します。本庁地域、小金地域、馬橋地域及び東部地域では人口の増加が見込まれるため、市民1人当たりの延床面積は令和元年から令和20年にかけて減少することが見込まれます。

また、対象地域を意識して地域別に配置した施設の市民1人当たりの延床面積も同様の傾向を示しています。

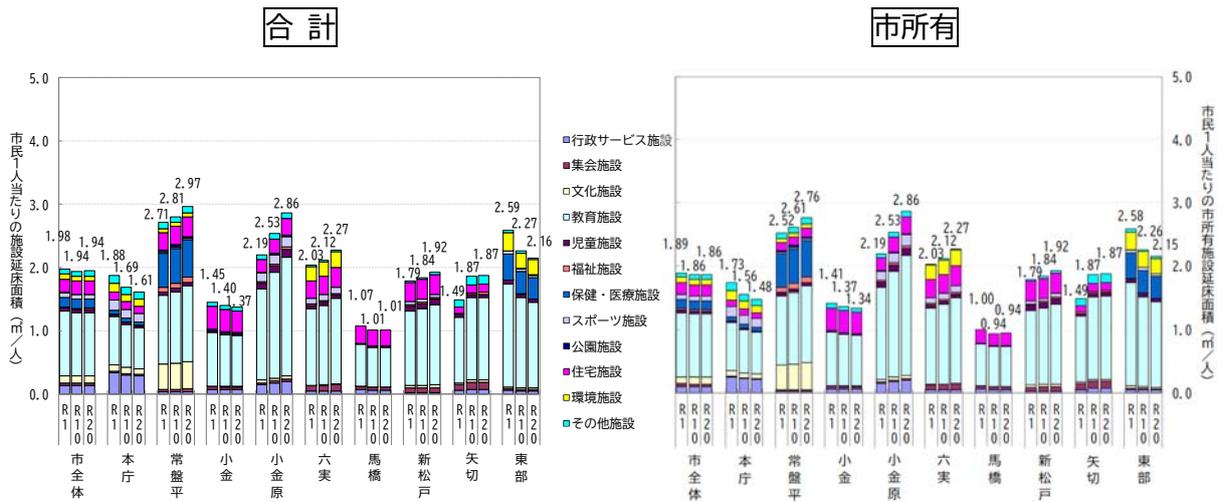


図 2-15 地域別市民1人当たり延床面積の動向

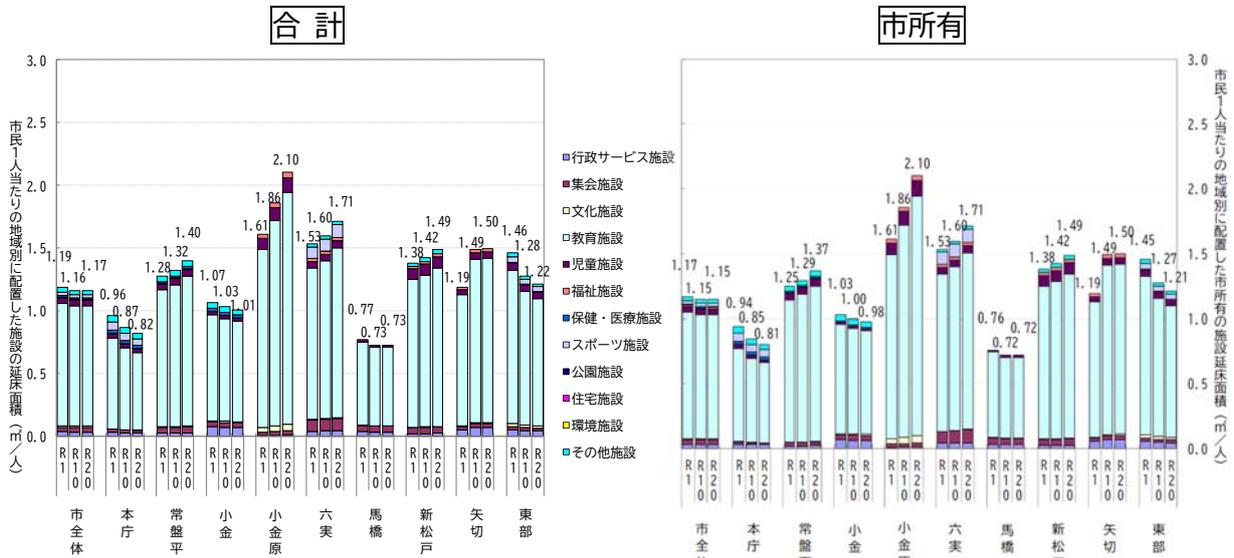


図 2-16 地域別市民1人当たり延床面積の動向（対象地域を意識して地域別に配置した施設）

(2) インフラ施設

【公園】

本市における公園緑地整備は、昭和 30 年より始まり、都市の公園・緑地は、市民のレクリエーションの場として提供され、健康で潤いのある生活環境を与えてくれると共に、公害や災害の軽減に役立つ多様な機能を持ち、良好な都市環境を形成していく上で欠くことのできない都市施設です。

本市の公園は、設置から 30 年以上経過した公園が約 30%を占め、令和 11 年頃には約 60%に達する見込みです。これまで公園施設の更新はほとんど行われておらず、公園施設の老朽化が顕在化してきています。

【道路】

<道路>

本市の道路は、市内一円に道路網が整備されており、どこからでも幹線道路にアクセスしやすくなっています。

道路は私たちが日常生活の中で、車を利用して買い物に行ったり、徒歩や自転車で会社や学校などに行ったりする場合には必ず利用する、とても重要な施設です。また、道路には火災のときに延焼を防いでくれる「空間」としての機能、大規模な地震が発生した場合における避難、救助、物資の供給、諸施設の復旧活動に資する機能や街区を形作るなど「市街地形成」としての機能も併せ持っています。

本市の管理道路約 1,128kmのうち、主要幹線市道は約 165km（約 15%）、一般市道（主要幹線市道以外）は、未舗装路を含み約 963km（約 85%）です。主要幹線市道の内訳は、一級市道が約 54km（約 33%）、二級市道が約 111km（約 67%）となっています。

道路施設の舗装路面状態は、令和 3 年度に主要幹線市道を対象として調査した結果、全体の約 80%が望ましい管理水準の区間となっています。また、平成 30 年度に舗装済みの一般市道を対象として調査した結果、ひび割れやわだち掘れは大きく進行していないことを確認しました。

<橋梁>

本市が管理する橋梁は、1980 年代中頃の建設をピークに、331 橋に達しています（横断歩道橋 7 橋を除く）。高齢化の目安とされる建設後 50 年を越える橋梁は令和 5 年度には約 15%程度になりますが、令和 20 年頃には急激な高齢化が進み、90%以上が建設後 50 年を越えることとなります。これより、一斉に架替え時期を迎えることが予想され、短期間に集中して大きな財政負担が生じる可能性が考えられます。

【河川】

本市における河川の流域は、江戸川に沿った低地を中心とする坂川流域、市川市を下流域とする真間川流域及び手賀沼を下流域とする手賀沼流域に分類されます。

本市は、行政面積に対する河川の延長が長い都市です。親水性を配慮した整備を実施するとともに、環境学習などの市民参加による水辺活用プロジェクトを推進し、こうした豊かな水の資源を都市の魅力づくりに生かしています。

なお、異常気象による大雨から流域内の浸水被害を軽減していくために、適切な維持管理をしていくことが必要です。



図 2-17 松戸市の河川流域図

【上水道】

本市の上水道は、江戸川の表流水を水源とする千葉県営水道と、深層地下水及び北千葉広域水道企業団からの供給用水を水源とする松戸市営水道、根木内の一部に供給している流山水道事業の三つの水道事業者が供給しています。そのうち市営水道は、小金地域（流山市の一部を含む。）と常盤平地域に給水しています。

令和3年度末現在の下水道施設は、14本の深井戸と小金浄水場、常盤平浄水場、幸田配水場の3浄配水場及び導配水管が215,880m布設されています。令和20年頃には、施設については6割以上、管路については約2割が耐用年数を迎える予定となっています。今後は、維持管理、修繕により長寿命化を図るなど、耐用年数を経過した施設の老朽化対策が必要です。

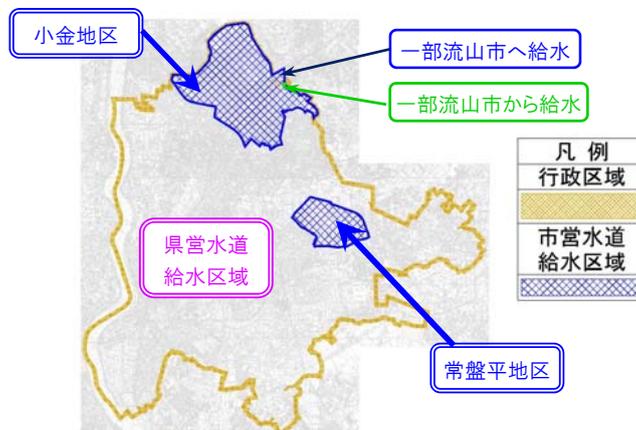


図 2-18 松戸市内の給水区域図

出典：松戸市水道事業新基本計画

【下水道】

本市の下水道は、流域関連公共下水道の江戸川左岸処理区と手賀沼処理区、単独公共下水道の金ヶ作処理区に分かれており、各終末処理場において処理されています。

令和3年度末の本市における下水道普及状況は処理区域面積 4,032ha、普及率は 87.8%となっており、未普及地域の解消が課題です。

維持管理状況としては、昭和 35 年の供用開始より 60 年以上が経過した施設もあり、老朽化が課題となっています。また、金ヶ作処理区については、流域下水道へ編入する計画となっています。流域下水道へ編入後は、金ヶ作終末処理場を廃止する予定です。

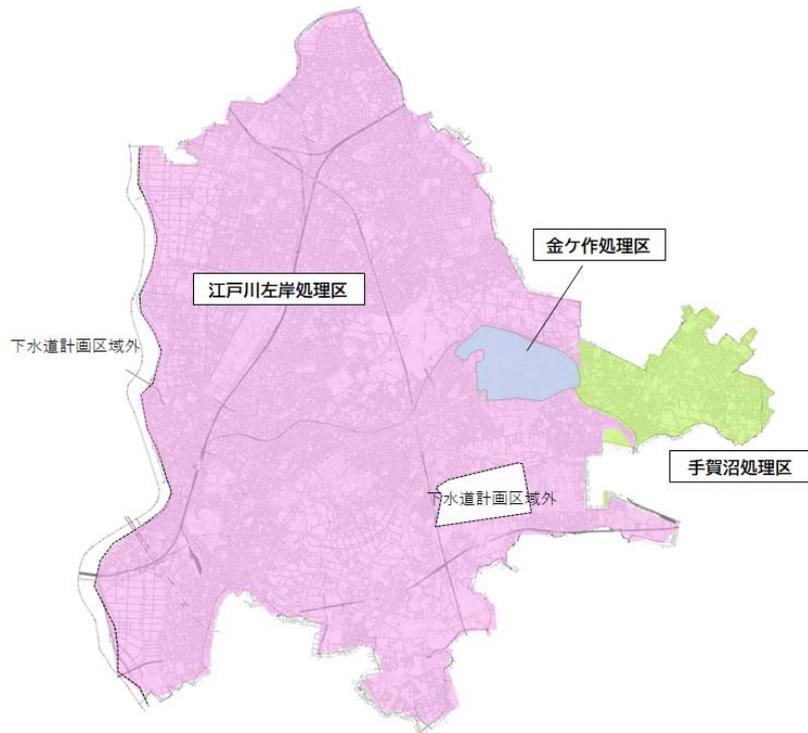


図 2-19 松戸市の下水道処理区界

3. 公共施設等更新等費用試算

作成中

(掲載箇所も第2章又は第3章で検討中)

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

1. 現状や課題に関する基本認識

第2章で示した公共施設等の現状及び将来の見通しに対する基本認識を整理しました。

老 朽 化	<p>公共施設等は老朽化が進んでおり、今後、集中的に多額の更新等経費（大規模改修や建替え費用）が発生すると見込まれます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 本市の8割以上の公共施設は、整備後30年以上を経過し老朽化が進んでおり、老朽化に伴う大規模改修や建替えへの適切な対応が必要となることから、計画的な予防保全等により建物の長寿命化を図るとともに、耐震化やバリアフリー化を行う建物を適切に選定して費用の節減に努めながら安全で安心して利用できる公共施設サービスを提供することが必要です。 インフラ施設も公共施設と同様に老朽化が進んでいます。社会基盤施設として既存機能の維持・更新を基本とし、インフラ施設の長寿命化、維持管理コストの縮減及び予算の平準化を進めていくことが必要です。
配 置 状 況	<p>本市が、これまでに整備を行ってきた市域全域を対象とした施設と対象地域を意識して地域別に配置した施設それぞれの特性を踏まえ、再編整備の手法や時期等を検討していく必要があります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 市域全域を対象とする施設は、建物の立地や提供サービスを踏まえ、改修・建替えの時期までの間において、効果的・効率的な再編整備の手法等について検討を行うことが必要です。 対象地域を意識して地域別に配置した施設のうち、市内各地域に配置された小学校と中学校は、対象地域を意識して地域別に配置した施設の合計延床面積の大半を占めていることから、地域拠点としての建物の有効活用等について検討を行うことが必要です。
人 口 動 向 へ の 対 応	<p>市内各地域の人口増減傾向、年齢構成、市民ニーズ等は、公共施設を集中的に整備した高度経済成長期と比べて変化しているため、将来的な人口動向を踏まえ適切に対応していく必要があります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 地域別に概ね各種公共施設が配置されていますが、将来的な地域別の人口動向に対応した建物利用や転用を検討し、適切な提供サービスと効率的かつ市民ニーズに的確に対応した公共施設とすることが必要です。
財 政 運 営 へ の 配 慮	<p>生産年齢人口の減少による税収の減、老年人口の増加による社会保障費の増等、社会経済情勢の変化に対応した財政運営が求められています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の活用や外部委託などにより、民間のノウハウの活用とコスト縮減を推進するとともに民間施設との適切な役割分担について検討を進めていくことが必要です。 使用料収入の適正水準について検討を行い、適切な利用料金の徴収により受益者負担を浸透し、公共施設等の健全な運営に結び付けることが必要です。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

本市の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、中長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設等を計画的に維持管理するとともに、将来にわたり、市民に理解の得られるサービス水準を確保していくための管理に関する基本的な方針を定めます。

(1) 公共施設

1) 再編整備の基本方針

公共施設再編整備に向けた取組について、以下の4点を基本方針として掲げます。

【再編整備の基本方針】

① 公共施設総量の適正化

将来的な人口動向に配慮し、公共施設の利便性を高めつつ、公共施設の延床面積の5割以上を占める教育施設の適正規模化や多機能化等により、総量の最適化を図ります。

② 公共施設の適正配置

既存公共施設は、建物性能や施設機能等に注目するだけでなく、コミュニティや人口構成など地域性も考慮し、地域ごとの公共施設の適正量と機能を見極めた上で、適正配置を図ります。

③ 新たな施設整備

新規の施設は、既存施設の有効活用や民間施設の活用等の検討も行った上で、新たな政策課題や地域別の人口動向等から必要と認められる場合には整備を行います。

④ 有効なストック活用

公共施設の再編整備により生じた余剰資産は、他の用途への活用を検討した上で、今後利用見込みのない建物・用地は、良好なコミュニティの維持に配慮した貸付け・売却などを実施し、有効活用を図ります。

本計画を踏まえた公共施設再編に向けた時系列の流れは、下図のとおりになります。

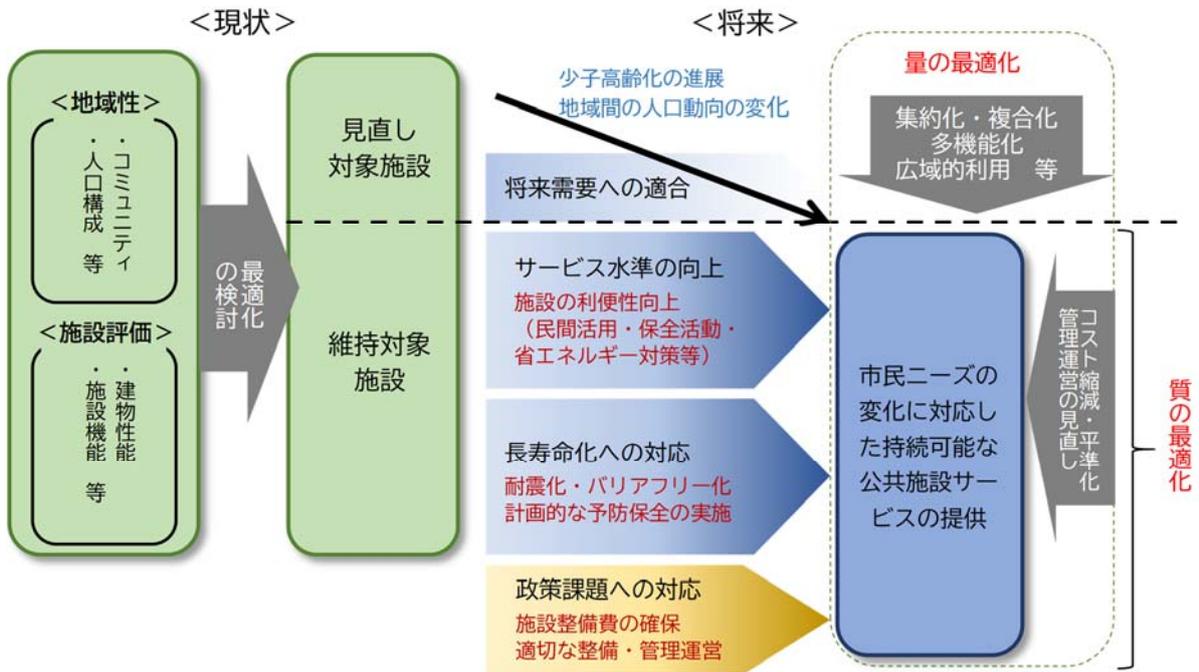


図 3-1 公共施設再編整備に向けた流れ

再編整備の手法については、下表に示した一例のように、既存施設の有効活用、新規建物整備への制限など状況に応じた再編整備を検討・実施し、ソフト・ハードの両面から施設としての効率性の向上を図ります。

表 3-1 再編の取組の一例

集約	複合
<p>同一用途の複数施設を統合し、一体の施設として整備する。</p>	<p>異なる用途の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。</p>
転用	減築
<p>既存の公共施設を改修し、他の施設として整備する。</p>	<p>建替えや改修時に、面積を減らして整備する。</p>
民間施設の活用	管理運営方法や事業手法の検討
<p>民間が整備した施設に公共が賃料を払ってテナントとして入居する。</p>	<p>既存施設の管理運営方法の変更やPFI等を活用した事業手法を導入する。</p>

2) 管理に関する基本方針

① 点検・診断等の実施方針

建物の維持管理には、日常の清掃、定期的な保守点検、劣化部分の修繕、法により義務づけられている維持管理・検査等があります。

本市では、各施設管理者が建築関係技術職員とともに安全点検や様々な点検等を実施して、建物の状況を把握し、適切な改修や修繕等を計画的に進めるべく施設の維持管理に努めていきます。

② 維持管理・更新等の実施方針

毎年、施設管理の実務者を対象に維持管理、日常管理の説明会等を開催して管理意識や知識の普及を図っています。

改修・修繕及び更新等の予算化に当たっては、法定点検を始めとした諸点検の結果や利用者からの要望等により、緊急度を勘案しながら対応をしていきます。

施設の更新に当たっては、施設の老朽化・コスト・利用状況等をもとに優先順位を定めて実施するほか、統合や廃止の実施方針との整合を図りながら、民間活力の導入を検討の上で実施していきます。

③ 安全確保の実施方針

今後、集中的に大規模修繕・建替えへの対応が必要となることから、計画的な予防保全等により建物の長寿命化を図るとともに、耐震化やバリアフリー化する建物を適切に選定して費用の節減に努めながら安全で安心して利用できる公共施設サービスを提供していきます。

④ 耐震化の実施方針

現在の耐震基準は、昭和 56 年の建築基準法改正により定められました。それ以前の旧耐震基準により建築した建築物については、個別に耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うことにより、耐震性能の確保を図っていく必要があります。

本市では、「松戸市耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月）」及び「松戸市市有建築物耐震対策要綱（平成 25 年 11 月 25 日改訂）」に基づき公共施設の耐震化を推進しています。

松戸市耐震改修促進計画に定める市有建築物については、多数の市民が利用されることや、震災時の応急活動拠点等になることから、計画的に耐震診断及び耐震改修を行ってきました。

今後、耐震化未対応の市有建築物につきましては、老朽化に伴う修繕・建替え時期も考慮しながら施設の整備方針を検討し、より一層の耐震化に取り組みます。

⑤ 長寿命化の実施方針

建物の建替え時まで、利用者が安全・安心に利用できるよう、耐震化の検討や適切な維持保全を図っていきます。

既存の建物の健全度が保たれているものは、適切な長寿命化策を検討し、建替え時期の延伸による財政負担の平準化を図り、建物に求められる機能や性能確保に努めます。

今後は、建物をより長期に渡って使用することを基本として、建物の構造、使用年数、改修状況及び周辺環境の状況等を考慮しながら長寿命化に向けた改修を進めていきます。

長寿命化に向けた改修では、建物を構成する各種部位を修繕するだけでなく、耐久性を高めることに加え、省エネルギー化やバリアフリー化等の社会的要求水準の高まりにも対応し、鉄筋コンクリート造などの建物における目標使用年数を原則 80 年以上としていきます。

⑥ 統合や廃止の推進方針

今後、利用の見込めない建物・用地は、貸付けや売却による処分を実施するなど、利活用を図ります。

公共施設の再編整備を進めるに当たっては、再編整備の基本方針に基づき、公共施設の総量の適正化及び適正配置、既存施設や民間施設及び余剰資産の有効活用を検討します。

既存建物における事務スペース等の使用に当たっては、庁内間の横断的な調整により、これまで以上に効率的に使用し、過不足の解消に努めます。

なお、建物の除却を伴う場合には、財政負担を平準化するため、除却債等の活用を検討します。

⑦ サービス水準向上の実施方針

各施設に対する市民・利用者のニーズを把握し、施設機能や提供サービスの維持・向上に向けて対応することで、市民の様々な活動を支える公共施設としての利便性の向上に努めます。

維持管理やサービス提供において民間ノウハウを活用することや適時・適切な保全活動の実施、環境に配慮した省エネルギー対策の推進などにより、公共施設の維持管理コストの縮減を図ります。

更なるサービス向上に資するよう、民間の類似サービスにおける利用料や公共施設の維持管理コストに見合った料金設定など、施設利用者のサービス享受に対する適切な受益者負担を検討します。

3) 施設類型別の基本方針

再編整備の基本方針や管理に関する基本方針を踏まえた、施設類型別の基本方針は以下のとおりです。

なお、個別施設に係る具体的な対策内容は、この方針に基づき、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」において定めます。

① 行政サービス施設

ア 本庁舎

【施設の現状及び課題】

市が保有する本庁舎は、施設の老朽化による維持費の増加、分散化・狭あい化による市民サービスの低下、耐震性能の不足による災害対応機能の課題など、継続運用していくに当たり、様々な課題を抱えています。

【施設類型別基本方針】

老朽化等の課題に対応するため、市役所機能の再編整備を進めます。

イ 支所

【施設の現状及び課題】

多くの施設は、建築後 30 年以上が経過し、老朽化が進行しているため、計画的に維持保全をするなど対策が必要です。他の施設と複合されている支所は、今後の施設老朽化に伴い、施設全体での検討・再編整備を行う必要があります。

【施設類型別基本方針】

更新の際は、集約化や民間施設の活用等、再配置を検討します。

ウ 消防施設（消防署、消防センター等）

【施設の現状及び課題】

消防局庁舎及び消防署のうち半数以上の施設が、建築後 30 年以上を経過し老朽化が進行しており対策が必要です。また、多くの消防センターが、今後 10 年以内に建築後 30 年を超えることから、機能維持を基本として優先度を検討し、計画的な修繕の実施が課題となります。

【施設類型別基本方針】

消防署は、10 消防署の配置を基本に、現施設の長寿命化・更新を図ります。

二十世紀が丘消防署は、老朽化が進行しているため建替えを図ります。

他の消防署及び消防局においては、これまでの改修状況を考慮して長寿命化を図ります。

消防センターは、軽量化による更新を図ります。

エ その他行政サービス施設（勤労会館、男女共同参画センター等）

【施設の現状及び課題】

勤労会館、男女共同参画センターともに建築後 40 年以上が経過しており、老朽化が進行し耐震性等がなく、ハード面に課題があります。

【施設類型別基本方針】

耐用年数を目途に機能のあり方を見直し、集約化など再配置を検討します。

② 集会施設

ア 市民センター

【施設の現状及び課題】

多くの施設は、建築後 30 年以上が経過し、老朽化が進行しているため、計画的に維持保全をするなど対策が必要です。

市民センターはコミュニティ活動の中心の場となっています。施設全体の稼働率が低い施設については、管理運営状況の改善や、利用区分及び機能の見直し等が必要です。

【施設類型別基本方針】

更新の際は、学校施設等との集約・複合化や民間施設の活用等、再配置を検討します。

イ その他集会施設（まつど市民活動サポートセンター、市民交流会館）

【施設の現状及び課題】

まつど市民活動サポートセンターは、老朽化が進行している施設であり、計画的な対策と機能や規模の見直しが必要です。

市民交流会館（文化施設）は、計画的な予防保全が必要です。

【施設類型別基本方針】

まつど市民活動サポートセンターは、総合福祉会館の老朽化に伴い建替えを図ります。

③ 文化施設

ア 図書館（図書館、子ども読書推進センター）

【施設の現状及び課題】

図書館本館は、建築後 45 年以上が経過し、老朽化が進行し耐震性等がなく、ハード面に課題があります。

多くの図書館分館は、建築後 30 年以上が経過し、老朽化が進行しているため、計画的に維持保全するなど対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

図書館本館は、老朽化が進行しているため建替えを図ります。

図書館分館は、学校施設の建替えに合わせて、併設した市民センターとの複合化を図る場合は、学校図書館との一体的整備の可能性について検討します。

施設の老朽化や本市の財政事情を踏まえた継続的かつ安定的な図書館経営などについて、多角的に検討します。

イ 社会教育施設（公民館、青少年会館等）

【施設の現状及び課題】

全ての施設で建築後 30 年以上が経過しており、更新や長寿命化に向けた改修が必要です。

また、更新を行う場合は、貸館業務が中心となっている状況のため、事業の必要性や規模等の検討が必要です。

【施設類型別基本方針】

耐用年数を目途に、需要動向に応じて、社会教育機能や規模の適正化を図ります。

公民館は、総合福祉会館の老朽化に伴い建替えを図ります。

その他の社会教育施設は、個々の状況を見ながら優先順位を検討し、現施設の長寿命化・更新を図ります。

ウ ホール・劇場（市民会館、市民劇場、文化会館）

【施設の現状及び課題】

市民会館は、建築後 55 年以上が経過しており、老朽化が進行しているため対策が求められます。

市民劇場は、建築後 40 年以上が経過しており、バリアフリーに未対応であり、老朽化が進行しているため、対策が求められます。

施設全体の稼働率を上げるためには、ホール以外の会議室や和室などの稼働率を高める必要があります。

【施設類型別基本方針】

市民会館は、老朽化が進行しているため建替えを図ります。

市民劇場・文化会館は、現施設の長寿命化・更新を図ります。

エ 博物館等（博物館、戸定歴史館等）

【施設の現状及び課題】

歴史的建造物を除く施設は、老朽化が進行しているため、計画的に維持保全をするなどハード面の長寿命化が課題です。歴史的建造物は、効率的に保存する必要があります。

【施設類型別基本方針】

博物館は、現施設の長寿命化・更新を図ります。

④ 教育施設

ア 小学校、中学校

【施設の現状及び課題】

建築後 30 年以上を経過した施設が多くを占め、内部や設備の劣化が著しい状況にあり、改修、更新を要します。

トータルコストの縮減、財政負担の平準化及び更新サイクルの適正化を図るためには、利用形態や適正規模の見直しが必要となります。

【施設類型別基本方針】

多くの施設で老朽化が進行していることを踏まえ、建替えと長寿命化を組み合わせ再整備を検討します。

統廃合を検討します。（2030 年度以降に向けて検討）

学校施設の共同利用を検討します。

当面、学校施設の開放を進め、地域の拠点とします。

小中学校の建替え時期を見据えて、地域の施設等との複合化を検討します。

イ 高等学校

【施設の現状及び課題】

建築後 45 年以上が経過しており、老朽化が進行しているため、計画的な対策が必要です。トータルコストの縮減、財政負担の平準化及び更新サイクルの適正化を図るためには、利用形態等の見直しが必要となります。

【施設類型別基本方針】

高等学校は、老朽化が進行しているため、建替えと長寿命化を組み合わせることで再整備を検討します。

ウ その他教育施設（旧古ヶ崎南小学校等）

【施設の現状及び課題】

旧古ヶ崎南小学校は、松戸市教育支援センター「ふれあい学級」、夜間中学校などへの一部転用による活用がされています。

旧根木内東小学校の校舎は、根木内東文書庫、すぐやる課読所への一部転用による活用がされています。

今後、利用方針の方向性の検討が必要です。

【施設類型別基本方針】

用途廃止後の各施設の有効活用を検討します。

⑤ 児童施設

ア 放課後児童クラブ

【施設の現状及び課題】

小学校の余裕教室に設置された施設は、老朽化が進行しています。今後、需要の増加が見込まれるため、機能の確保の検討が必要です。

【施設類型別基本方針】

1 学校区につき 1 施設を原則に設置します。

今後本格化する小学校の建替えに合わせて検討します。

イ 保育所

【施設の現状及び課題】

多くの施設は、建築後年数の経過とともに老朽化が進行しているため、計画的な対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

今後の保育需要の動向に応じて施設数や規模の適正化を図ります。

ウ その他児童施設（常盤平児童福祉館、おやこ DE 広場等）

【施設の現状及び課題】

常盤平児童福祉館は、建築後 50 年以上が経過し、老朽化が進行しています。
その他、バリアフリーに対応していない箇所があるなど課題があります。
おやこ DE 広場は、施設の一部を利用しているため、施設全体の対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

少子化の進展など、今後の児童数の動向や需要を踏まえた上で、耐用年数を目途に再配置を検討します。

⑥ 福祉施設

ア 高齢者対象施設（老人福祉センター等）

【施設の現状及び課題】

多くの施設は老朽化が進行しており、計画的な対策と機能や規模の見直しが必要です。

【施設類型別基本方針】

更新の際は、需要動向に応じて、高齢者福祉機能や規模の適正化を図ります。
矢切老人福祉センターは、総合福祉会館の老朽化に伴い建替えを図ります。

イ 身体障害者対象施設（こども発達センター等）

【施設の現状及び課題】

健康福祉会館（こども発達センター・障害者福祉センター）は建築後 25 年以上が経過しており、老朽化が進行している部位がみられることから計画的な対策が必要です。
運営面では、今後の需要動向に応じた各施設の機能や規模の適正化を図る必要があります。

【施設類型別基本方針】

更新の際は、需要動向に応じて、障害者福祉機能や規模の適正化を図ります。

⑦ 保健・医療施設

ア 病院施設（市立総合医療センター、市立総合医療センター附属看護専門学校等）

【施設の現状及び課題】

総合医療センターは平成 29 年に建設され大きく老朽化が進行している部位はまだ見受けられませんが、24 時間稼働であることから、一般的な施設と比べ老朽化の進行は早くなると想定されるため、計画的な予防保全が必要です。

東松戸病院・梨香苑は老朽化が著しく、耐震性能も脆弱な状況です。建替え・改修は困難であり、病院事業の集約化等、機能・規模の適正化を図る必要があります。

【施設類型別基本方針】

病院事業の集約化等、機能・規模の適正化を図ります。

イ 保健センター

【施設の現状及び課題】

建築後年数の経過とともに老朽化が進行しており、計画的な対策を行う必要があります。

【施設類型別基本方針】

更新の際は、需要動向に応じて、公共医療・保健機能の必要規模の適正化を図ります。

⑧ スポーツ施設

ア 体育館等、競技場・球場、プール

【施設の現状及び課題】

体育館等は、稼働率が高いが、会議室や和室等の稼働率が低いため、機能等の見直しを検討する必要があります。

競技場、球場は、建築後年数の経過とともに老朽化が進行しており、計画的な対策を行う必要があります。

プールは、建築後年数の経過とともに老朽化が進行しており、計画的な対策を行う必要があります。

【施設類型別基本方針】

利用状況や維持管理費等も踏まえた改修や適正配置の検討、新たなニーズに対応した施設に関する調査等、計画的な施設整備を推進します。

管理運営において民間の活力や知識などを活用するために指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上と経費の縮減を図ります。

更新の際は、需要動向に応じて、各施設の機能や規模の適正化を図ります。

⑨ 公園施設

ア 公園管理施設等（21世紀の森と広場等）

【施設の現状及び課題】

ユーカリ交通公園は、バリアフリーに対応できていない箇所があるため、対応策の検討が必要です。

【施設類型別基本方針】

更新の際は、需要動向に応じて、各施設の機能や規模の適正化を図ります。

⑩ 住宅施設

ア 市営住宅

【施設の現状及び課題】

市営住宅の一部は民間住宅等の借上げ方式で実施しています。市が保有する市営住宅は約9割が建設後30年以上を経過しており老朽化が進行しています。

【施設類型別基本方針】

既存ストックの長寿命化を図り、建替えを行わない方針とします。

更新時期を目途に、UR賃貸住宅や民間住宅を活用し、統廃合を図ります。

⑪ 環境施設

ア クリーンセンター

【施設の現状及び課題】

和名ヶ谷クリーンセンターは、長寿命化を目的に基幹改良工事及び強じん化整備工事を実施しています。

今後は、毎年実施する定期整備工事により適正稼働を目指します。

【施設類型別基本方針】

焼却処理施設は令和元年度までの2施設体制を、令和2年度以降は1施設体制とします。
令和元年度に稼働停止したクリーンセンターは、和名ヶ谷クリーンセンターの稼働停止を見据え、建替えを図ります。

圧縮梱包処理施設及びごみ中継施設は、日常的な点検と定期的な整備を実施し、施設の処理能力を適正に維持します。

イ 資源リサイクルセンター

【施設の現状及び課題】

資源リサイクルセンターは、建築後40年以上が経過しており、老朽化が進行しているため、計画的な対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

資源リサイクルセンターの機能は、新設した松戸市リサイクルセンター（粗大ごみ等処理施設）に機能集約を図ります。

ウ 処分場

【施設の現状及び課題】

建築後35年以上が経過しており、老朽化が進行しているため、計画的な対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

周辺環境に配慮した適正な維持管理とともに跡地利用計画を検討します。

直営最終処分場の確保の可能性について検討します。

近隣自治体との連携を図り、広域最終処分場の建設について、国や県に働きかけていきます。

安定的かつ継続的に最終処分を行うため、関係自治体並びに民間最終処分事業者と良好な関係を維持し、最終処分先の確保に努めます。

最終処分量を削減するため、焼却灰の資源化等について検討します。

⑫ その他施設

ア 自転車駐車場

【施設の現状及び課題】

多くの施設は、老朽化が進行しているため、計画的な対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

耐用年数を目途に、各駅での需要動向や民間自転車駐車場の整備状況に応じて、規模の適正化を図ります。

イ 自動車駐車場

【施設の現状及び課題】

供用開始から 35 年以上経過しており施設が老朽化していることから、設備改修が必要です。

建設に伴う貸付金及び起債の償還が、平成 17 年度をもって終了し、以降は、一般会計からの繰入に依存せず、独立採算性の原則に基づいた事業運営を行っています。

【施設類型別基本方針】

施設や設備機器等の老朽化が進行しているため、定期的な設備機器の点検や改修診断調査等を行い、必要な更新・修繕等を実施することで長寿命化を図ります。

ウ 斎場等（斎場、白井聖地公園管理事務所等）

【施設の現状及び課題】

斎場及び北山市民会館は、老朽化が進行しており、修理等の施設維持管理費が高んでいること、また、安全面からも、今後の整備の方向性を再検討する必要があります。

白井聖地公園管理事務所等については、老朽化が進行しているため、計画的な対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

現施設の長寿命化・更新を図ります。

エ その他（集会所、公衆便所等）

【施設の現状及び課題】

建築後 30 年以上を経過した施設が多くを占め、老朽化が進行しています。各施設の需要を踏まえて、統廃合、規模の適正化等を検討する必要があります。

【施設類型別基本方針】

総合福祉会館は、老朽化が進行しているため建替えを図ります。

その他の施設は、耐用年数を目途に、各施設の需要を踏まえて、規模の適正化を図ります。

(2) インフラ施設

【公園】

更新の際は、長寿命化計画に沿って実施することを基本とし、公園の需要動向に応じて、各施設の機能や規模の適正化を図ります。

1) 点検・診断等の実施方針

一般施設、土木構造物等は、日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行います。また、対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新等を位置づけた上で措置を行います。

遊具は日常点検及び年 1 回実施する定期点検により、施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行います。また、定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行います。

2) 維持管理・更新等の実施方針

維持保全（清掃・保守・修繕など）や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行います。

また、公園の運営・管理についても、維持管理業務受託者によるもののほか、地域による公園愛護活動を推進します。

3) 安全確保の実施方針

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成 26 年 6 月）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（平成 26 年 6 月）」（一般社団法人日本公園施設業協会）を基に遊具の点検を実施し、安全確保に努めます。

4) 長寿命化の実施方針

機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）に加え、点検等定期的な健全度調査を行うとともに、計画的な補修、更新を行います。

5) サービス水準向上の実施方針

公園施設の更新に当たっては、「松戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年松戸市条例第 40 号）」に基づき、バリアフリーに対応したものとします。また、遊具については近年、複合遊具や子どもが喜ぶ個性的なデザインのものを望む声が高まっていることや、障がいがある人も健常者も一緒に遊べる遊具の設置についても、今後、社会情勢をみながら検討を進めていきます。

【道路】

<道路>

定期的な路面性状調査に基づき修繕計画を更新することで、計画的かつ効率的に道路の管理を行っていきます。また、日常的な点検や市民等からの情報提供に基づき、局所的な道路の破損や不具合についても随時補修を行い、道路の適正な管理に努めます。

1) 点検・診断等の実施方針

定期点検や日々パトロールによる状況把握により健全度を早期に把握します。その中で、道路や橋梁において車両通行、歩行者の利便性、安全性を損なうおそれのある状況に対しては修繕工事による改善を行います。

また、対象施設の規模や健全度等により区分された管理基準や点検要領に沿った管理を行います。

2) 維持管理・更新等の実施方針

維持管理においては、従来行われてきた、損傷が顕在化してから修繕を実施する対症療法型から損傷が顕在化する前に計画的な修繕を実施する予防保全型の維持管理に転換することで、長寿命化や維持管理コストの縮減を図ります。

3) 安全確保の実施方針

交通事故を未然に防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、道路照明灯、ガードレール・カーブミラー・警戒標識の適切な維持管理を行います。

また、老朽化した標識等の施設の転倒や、標識板の落下などによる第三者被害を未然に防ぐため、計画的に対策を進め、道路利用者にとって安心・安全な道路空間を確保します。

4) 長寿命化の実施方針

道路舗装等の維持管理においては、重要路線における予防保全への取組など、メリハリをつけた効率的な管理を行います。

また、施設の長寿命化を推進することにより、長期的な維持管理のトータルコストの最小化、将来の財政的負担の平準化を進めます。

5) 統合や廃止の推進方針

道路施設は生活に密接なものであるため、廃止については、施設の利用状況や耐用年数、社会情勢や地域性を踏まえて判断していきます。

<橋梁>

松戸市橋梁長寿命化修繕計画（平成 31 年 3 月）に基づく予防保全型の維持管理により、橋梁の長寿命化および維持管理のコスト削減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的な維持管理を行います。

1) 点検・診断等の実施方針

定期点検や日常的な維持管理によって得られた情報に基づき、橋梁の損傷状況、健全性を早期に把握します。

- ・平成 21 年度から平成 23 年度に初回点検を実施し、全橋梁の現状把握を行いました。
- ・平成 26 年度から平成 30 年度には「橋梁定期点検要領(平成 26 年 6 月)」(国土交通省 道路局国道・防災課) 及び「道路橋定期点検要領(平成 26 年 6 月)」(国土交通省 道路局) に基づき 5 年に 1 回の周期となる定期点検の 1 回目を実施し、全橋梁の損傷状況の把握を行いました。
- ・令和元年度から令和 4 年度には、平成 31 年 2 月及び 3 月に改訂された前述の点検要領に基づき、2 回目となる定期点検を実施しています。

	<p>橋が低い時にはしごを使って橋の下から診ます。</p>		<p>橋が高い時に橋の下に人が乗れる場所を作ってから診ます。</p>
	<p>橋が高い時に点検の車を使って診ます。</p>		<p>橋の下が川の時ボードを使って診ます。</p>

図 3-2 インフラの点検の実施（橋梁）

2) 維持管理・更新等の実施方針

日常パトロールによる橋面の状況把握を行い、5 年周期の定期点検間における対象施設の概ねの状況を把握します。

また、車両通行、歩行者の利便性、安全性を損なうおそれのある状況に対しては修繕工事による改善を行います。

- ・5 年周期の定期点検間については、日常パトロールを実施し、車両・歩行者通行の利便性や安全性を損なうおそれのある舗装・伸縮装置・高欄の異常の把握・改善を図ります。

3) 安全確保の実施方針

予防保全型の管理を実施することで橋梁の安全性を確保しながら事業費の縮減を目指します。

4) 耐震化の実施方針

本市では、橋長 2m 程度の小規模な橋梁から橋長 100m を超える長大橋梁まで多種多様な橋梁を管理しています。これらの橋梁の規模、架橋位置、路線特性等を考慮しながら、耐震化に向けて検討していきます。

5) 長寿命化の実施方針

- ア 橋梁の予防保全型の修繕に関する有り方(管理方針)を明確化します。
 - ・ 損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、劣化の進行を予測して適切な修繕を実施する予防保全型の管理を行い、橋梁の長寿命化を図ります。
 - ・ 計画的、効率的管理の推進による更新時期の平準化と橋梁長寿命化によって維持管理コストの最小化を目指します。
- イ 橋梁の立地条件、損傷状況を踏まえた予防的な対策を実施します。
 - ・ 跨線橋等、重要度の高い橋梁について優先的に修繕を実施します。
 - ・ 諸元重要度及び総合評価（損傷度）を勘案した優先度評価により修繕を実施します。
- ウ 公表した個々の橋梁の予防保全型修繕の実施を徹底します。
 - ・ 予防保全型修繕の進捗管理を徹底します。

6) 統合や廃止の推進方針

橋梁は交差する施設を跨いで横断するための重要な道路であり、他の道路施設と違って統合や廃止することでの影響が大きくなる施設となります。

橋梁の規模や架橋位置、路線の利用状況などにも考慮しながら、今後検討していきます。

【河川】

定期点検や日常点検等により適切な予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。

1) 点検・診断等の実施方針

点検及び診断は定期点検、日常点検、臨時点検に区分し、設備区分別に点検方法を分けて実施します。点検等の頻度及び目的は下記のとおりです。

表 3-2 河川施設の点検等の頻度及び目的

点検名	頻度	目的
定期点検	1 回/年	構成する装置、機器の健全度の把握、システム全体の機能確認、劣化・損傷などの発見
日常点検	1 回/月	設備の運転機能の確認、運転を通じたシステム全体の故障発見、機能維持 ※管理運転ができない場合は、目視点検として設備条件に適合した内容で点検
臨時点検	地震、台風などが発生した場合	日常点検に追加して設備への外的要因による異常、損傷の有無の確認

2) 維持管理・更新等の実施方針

点検及び診断の結果より、設備の維持管理と更新における予防保全の計画を策定し定期整備を実施します。

定期整備は機器ごとの修繕や更新の実績、機器別の更新目安とし、機器の点検及び診断に基づいた評価結果と設備の稼働条件により計画を策定し実施しています。

3) 安全確保の実施方針

点検による予防保全を計画的に実施することにより、施設を安定的に運用し、安全確保に努めます。

4) 耐震化の実施方針

排水機場は、地震による損傷の程度によって修復が困難になることから、施設の健全性、機能保持が可能な施設を想定した耐震化の計画をしていきます。

5) 長寿命化の実施方針

定期点検や日常点検の結果、予防保全計画を踏まえて長寿命化を実施します。

【上水道】

維持管理、修繕により長寿命化を図りながら、耐用年数を経過した老朽化施設を更新していく予定です。また、水道施設の更新時には、水道施設のダウンサイジングや配水場等の施設の統廃合について検討し、適正な規模の施設整備を進めます。

1) 点検・診断等の実施方針

日常の点検や定期点検を継続し、適切かつ積極的な保守・点検等の維持管理を実施することで、施設の健全性を保持します。また、上水道施設の築年数や構造、改修履歴等の結果を蓄積することで施設の状況を把握していきます。

2) 維持管理・更新等の実施方針

今後、法定耐用年数を超える施設・管路が増加するため、保守・点検等の維持管理を実施し長寿命化を図ります。

施設については、定期的な点検等に基づき修繕及び予防保全型の更新を進めていきます。

管路については、重要度の高い基幹管路の耐震化と優先度の高い老朽管の更新を進めていきます。

3) 安全確保の実施方針

市営水道利用者がいつでも安心して水道水が使えるよう、日常の点検や定期点検等に基づき修繕及び予防保全型の更新、併せて耐震化を進めることにより、施設の安全確保に努めます。

4) 耐震化の実施方針

災害に強い水道施設を構築していくために、浄配水場及び管路について、「松戸市水道事業施設耐震化計画（平成 29 年度）」に則り、耐震化を進めていきます。なお、耐震化を進めるときには、水道施設の規模の適正化についても併せて検討していきます。

浄配水場については、今後、常盤平浄水場の配水池更新を検討していきます。管路については、重要度の高い基幹管路の耐震化と優先度の高い老朽管の更新から進めます。

5) 長寿命化の実施方針

「松戸市水道事業アセットマネジメント（平成 29 年度）」に基づき、耐用年数で一律に更新せず、点検・調査等の結果から維持修繕等を行うことで長寿命化を図ります。

6) 統合や廃止の推進方針

水道施設の更新時には、人口動向や節水機器の普及や節水意識の浸透による水需要の減少を踏まえ、水道施設のダウンサイジングや配水池等の施設の統廃合について検討し、適正な規模の施設整備を進めます。

7) サービス水準向上の実施方針

水道利用者へのサービス向上のため、水質の適正管理、配水管や浄・配水場などの水道施設の更新・耐震化のほか、経営の合理化・効率化による経営の健全化を図り、安定給水に努めます。

【下水道】

施設状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理します。

1) 点検・診断等の実施方針

目視調査を始めとする各種調査・点検により、異状の有無を把握します。調査・点検頻度は下記のとおりです。

表 3-3 下水道施設の調査・点検頻度

施設種別	施設名称	調査・点検頻度
管路施設	ヒューム管(汚水施設)以外	30年に1回調査
	ヒューム管(汚水施設)	20年に1回調査
	腐食環境下の施設	5年に1回点検、20年に1回調査
ポンプ場等施設		5年に1回調査
処理場施設	汚水ポンプ本体・水処理施設・ 汚泥処理施設	3年に1回調査
	雨水ポンプ本体・躯体	10年に1回調査

2) 維持管理・更新等の実施方針

機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設については、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法である、状態監視保全により維持管理を行います。

機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設については、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期により対策を行う管理方法である、時間計画保全により維持管理を行います。

上記の対象以外の施設については、施設・設備の異常の兆候や故障の発生後に対策を行う方法である、事後保全により維持管理を行います。

3) 安全確保の実施方針

効率的・効果的な点検・調査を実施し、施設の劣化状態を把握する予防保全管理を行うことにより、施設の安全性を確保していきます。

4) 耐震化の実施方針

松戸市下水道総合地震対策計画（令和2年度改訂）に基づき、防災・減災対策を実施しています。緊急輸送道路・災害時重要道路に対して、地震時のマンホール浮上防止対策を講じています。

5) 長寿命化の実施方針

長寿命化対策工法の有無を確認し、施設の長寿命化が図れ、ライフサイクルコストが安価になる合理的な手法を採用していきます。

6) 統合や廃止の推進方針

単独処理区である金ヶ作処理区については、現在合流式で処理しているため、分流化を実施し江戸川左岸流域下水道へ接続を予定しています。流域下水道へ接続後、金ヶ作終末処理場は廃止していきます。

7) サービス水準向上の実施方針

下水道施設の機能を確保するため、適切な維持管理を実施します。なお、未普及地区である高塚新田地区については、流下先である市川市と協議を進め整備していきます。

また、地震時の減災対策として避難場所・収容避難所である市内の小中学校のうち、下水道計画区域内の学校において、簡易水洗式トイレ（マンホールトイレ）を整備しています。

(3) 共通事項

1) ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザインは、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず様々な人に配慮して、全ての人が利用しやすい施設、環境、サービスを作ろうとする考え方です。

本計画では、本市の「松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針」（平成 20 年 4 月）及び国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の改修・更新等の際には、市民ニーズや施設の状況を踏まえながら、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

2) 脱炭素化の推進方針

「松戸市地球温暖化対策実行計画」（令和 4 年 3 月）における事務事業編に基づき、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、公共施設への太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入を積極的に進めていきます。

特に収容避難所として指定されている公共施設においては、災害時の非常用電源やエネルギー源として、太陽光発電システムやコージェネレーション等の先導的な導入を検討します。

さらに、公共施設の新設又は大規模改修の際は ZEB 化に向けた検討を行うなど、環境に配慮した設計や資材、エネルギー消費効率のよい設備の導入を検討することで温室効果ガスの削減に努めます。

3. 民間活力の導入

民間による整備（改修・更新）、維持管理・運営が可能なサービスを有する公共施設等については、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するため、積極的に民間活力の導入を検討します。

民間活力の導入に当たっては、「松戸市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程（平成 30 年 4 月 1 日策定）」に基づいて、対象事業の選定、PPP/PFI（官民連携事業）の導入検討等を図っていきます。

【松戸市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程】 ※一部抜粋

（優先的検討の開始時期）

第 4 条 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 松戸市公共施設再編整備基本計画の「個別施設計画」を策定又は改定を行うとき
- (2) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知）第 2 の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- (3) 第 2 号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- (4) 公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (5) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

（優先的検討の対象とする事業）

第 5 条 次の各号に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
なお、この基準に該当しない事業であっても、必要に応じて導入を検討する。
 - ア 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - イ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

（対象事業の例外）

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

4. 公共施設等更新等費用試算

作成中

(掲載箇所も第2章又は第3章で検討中)

第4章 計画の推進

1. 取組体制

(1) 庁内での推進体制

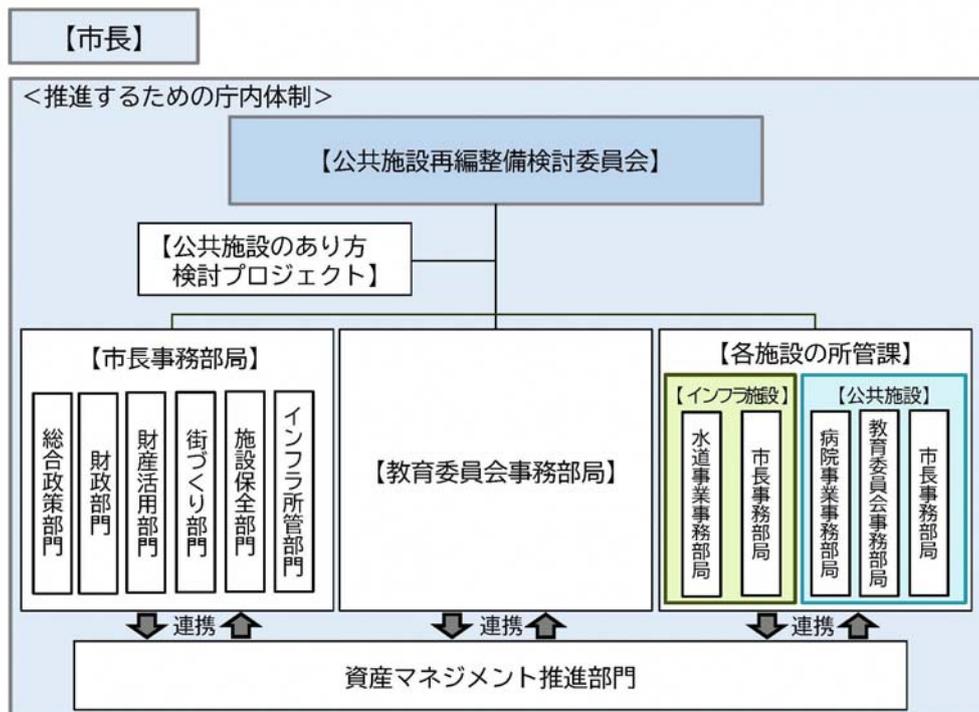


図 4-1 庁内での推進体制

本計画に基づく取組を推進するに当たっては、公共施設再編整備検討委員会^{※1}や公共施設のあり方検討プロジェクト^{※2}の中で庁内の横断的な情報共有及び調整を図りながら、具体的な実施策に関する検討等を行っています。

施設評価、サービス水準の向上に向けた具体的な取組は、公共施設等を所管する各部署において実施します。

資産マネジメント推進部門は企画調整、施策の進捗管理、施設評価のデータ管理、情報収集等について、市長事務部局の関連部門や教育委員会事務局と連携し、全体のとりまとめを行います。

また、全庁的に経営的視点に立った公共施設のマネジメントを図るため、先進事例の研究や研修会等を通じて職員一人ひとりの意識啓発を進め、施設管理やコストに係る意識の向上に努めます。

なお、公共施設等の最適化を推進する観点から、公共施設再編整備推進審議会等の外部有識者の意見等を参考にしながら最適化を推進していきます。

※1・2 設置目的及び構成等については「参考資料 7. 松戸市公共施設再編整備検討委員会設置要綱」に掲載

(2) 市民・議会への説明

市民のみなさまに対し、市の財政状況や公共施設評価の結果等について、適時・的確に情報提供を行い認識の共有に努めます。

公共施設の再編整備の実施に当たっては、利用者や地元住民の方への影響に配慮し、適時・適切に説明、意見聴取を行い、理解の促進に努めます。

また、上記の対応にあわせて、議会に対しても、適切な段階において十分な説明を行っていきます。

2. 進捗管理

(1) 進捗管理の仕組み

本計画の実行性を確保するため、P D C Aサイクルによる進捗管理を実施します。

本計画のP D C Aサイクルは、各種個別施設計画において実施している進捗管理の状況を踏まえて、公共施設等全体の再編整備に向けた取組の進捗管理や実効性の検証に活用します。

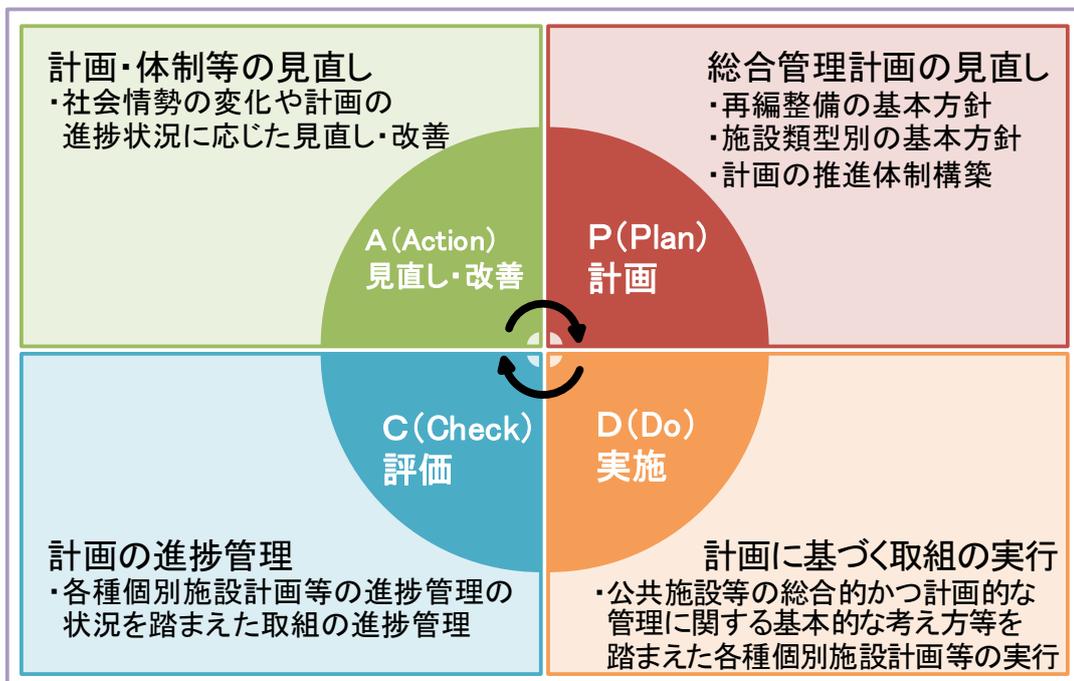


図 4-2 計画の進捗管理（P D C Aサイクルのイメージ）

(2) 計画の見直し

社会情勢の変化や本計画の進捗状況、各種個別施設計画の進捗状況や改訂内容等を踏まえて、適宜見直しを行います。

参考資料

1. 過去に行った対策の主な実績

松戸市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）の策定以降の主な対策・取組事例を対策の手法別に整理しました。

(1) 新たな施設整備

年度	施設名	内容
令和元年度	ごみ中継施設 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみの一部を効率的に市外へ運搬し、環境負荷の低減及び運搬経費の縮減を図るため、ごみ中継施設を建設。
令和 3 年度	21 世紀の森と広場 	<ul style="list-style-type: none"> ガバメントクラウドファンディングにより集めた寄附金を 21 世紀の森と広場遊具等施設整備の一部に充当し、大型遊具を含む「新たな遊び空間」を整備。

(2) 複合化

年度	施設名	内容
令和 3 年度	東松戸複合施設 	<ul style="list-style-type: none"> 東部地域の人口の増加に対応するとともに、利用者の利便性向上を図るため、JR 武蔵野線と北総鉄道北総線の 2 路線が乗り入れる交通結節点である東松戸駅から徒歩 4 分の場所に、図書館、支所及び青少年プラザ（中高生の居場所）といった公共サービス機能を集約した複合施設を建設。

(3) 更新

年度	施設名	内容
平成 29 年度	市立総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 42 年に上本郷に建設された旧国保松戸市立病院は老朽化が進行し、既存施設での耐震化や新たな医療環境への対応が難しく、大規模災害発生時に災害拠点病院としての機能を確保することが困難であった。そのため、あらゆる状況下で市民により質の高い高度医療を安定して提供することを目的として更新（移転）を実施し、名称を市立総合医療センターとした。
平成 30 年度	北松戸保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等の課題に対応するため、リース方式により現地建替えを行った。
	中央消防署 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 42 年に開所した旧中央消防署は老朽化が激しいことから、更新（建替え）を実施。 ・新庁舎は、千葉県北西部地域から、119 番通報を受信するための共同指令センター施設との複合拠点庁舎となっている。
令和元年度	明市民センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧明市民センターの現地建替えが困難であったことから、民間事業者から建物を賃借し移転した。

(4) 廃止・解体・売却

年度	施設名	内容
平成 30 年度	松風荘 	・旧市立養護老人ホーム松風荘は、老朽化や消防施設の問題により平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止し、平成 31 年に一般競争入札により売却。
	レントゲン車庫	・レントゲン車庫は平成 30 年度に売却。
	古ヶ崎医師住宅	・古ヶ崎医師住宅は、用途廃止により平成 30 年に土地及び建物を一般競争入札により売却。
令和 2 年度	旧市立病院 (レントゲンフィルム保管庫含む) 	・旧国保松戸市立病院は、老朽化対策や災害拠点病院としての機能を確保するため平成 29 年 12 月 26 日をもって廃止し、千駄堀に移転。 ・旧国保松戸市立病院の跡地及び既存建物は、令和 2 年に公募型プロポーザルにより売却。
	上本郷第一医師住宅	・上本郷第一医師住宅は、用途廃止により、令和 2 年度に解体。
	やなぎ町会館 	・やなぎ町会館は令和 2 年度に解体。
令和 3 年度	旧東部支所 	・旧東部支所は、支所としての用途を令和 3 年度に廃止。現在は市の臨時的な事務スペースや物品の保管場所として暫定利用。
	旧小金消防署 	・旧小金消防署は、消防署としての用途を令和 3 年度に廃止。現在は大型物品の保管場所として暫定利用。

	<p>小金原文書庫</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・小金原文書庫は、文書庫としての用途を令和3年度に廃止。
	<p>旧明市民センター</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧明市民センターは、現地建替えが困難であったため廃止（機能を移転）し、令和4年に一般競争入札により売却。
令和4年度	<p>旧中内青年館</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧中内青年館は、老朽化のため令和4年に建物を解体。

(5) 維持管理

年度	施設名	内容
令和4年度	下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む下水道管路施設の維持管理にサービスレベルの向上、業務の効率化及び適正化を図ることを目的とし、包括的民間委託を導入。

2. 公共施設の内訳

(1) 平成 27 年 4 月 1 日現在

(参考) 表-1 公共施設の施設数と延床面積

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)		
			市所有	民間等	
行政サービス施設	本庁舎	6	34,452	27,433	7,019
	支所	9	3,139	1,765	1,374
	消防施設	54	19,217	19,217	0
	その他行政サービス	15	20,079	8,713	11,366
集会施設	市民センター	17	16,139	14,721	1,418
	その他集会施設	1	905	905	0
文化施設	図書館	21	5,056	4,878	178
	社会教育施設	8	6,270	4,462	1,808
	ホール・劇場	3	37,246	37,246	0
	博物館等	5	7,074	7,074	0
教育施設	小学校	44	295,435	295,033	0
	中学校	20	177,964	177,964	0
	高等学校	1	16,986	16,986	0
	その他教育施設	4	8,342	8,342	0
児童施設	放課後児童クラブ	44	4,797	4,797	0
	保育所	17	14,962	14,961	0
	その他児童施設	18	2,382	1,281	1,101
福祉施設	高齢者対象施設	9	4,749	4,655	94
	身体障害者対象施設	3	8,101	1,398	6,703
保健・医療施設	病院施設	12	53,257	52,516	741
	保健センター等	4	2,264	38	2,226
スポーツ施設	体育館等	7	27,025	27,025	0
	競技場・球場	3	1,233	1,233	0
	プール	2	911	911	0
公園施設	公園管理施設等	7	2,980	2,980	0
住宅施設	市営住宅	23	99,853	84,237	15,616
環境施設	クリーンセンター	5	44,456	44,456	0
	資源リサイクルセンター	2	2,162	2,162	0
	処分場	1	234	234	0
河川・上下水道施設	河川施設	7	494	494	0
	水道施設	5	5,730	5,730	0
	下水道施設	5	3,650	3,650	0
	その他河川・上下水道施設	2	1,437	1,437	0
その他施設	自転車駐車場	11	11,760	11,760	0
	自動車駐車場	1	7,226	7,226	0
	斎場等	4	5,567	5,567	0
	その他	19	8,876	8,876	0
公共施設全体		419	962,410	912,365	50,045

※市所有の延床面積は行政財産、普通財産の面積を示し、民間等の延床面積は、民間建物、区分所有等の面積を示す。

※複合施設で施設専有の延床面積が把握できない場合は、建物を所管している施設の延床面積に計上している。

(例：おやこ DE 広場ゆうまつどは建物を所管している男女共同参画センターの延床面積に計上)

(2) 平成 31 年 4 月 1 日現在

(参考) 表-2 公共施設の施設数と延床面積

大分類	中分類	施設数			延床面積 (㎡)		
		市所有	民間等		市所有	民間等	
行政サービス施設	本庁舎	6	2	4	28,721.06	23,521.10	5,199.96
	支所	9	5	4	3,255.76	1,882.90	1,372.86
	消防施設	54	54	0	21,618.04	21,618.04	0
	その他行政サービス	9	6	3	13,356.68	7,558.75	5,797.93
集会施設	市民センター	17	16	1	19,030.05	17,612.05	1,418.00
	その他集会施設	2	2	0	3,313.25	3,313.25	0
文化施設	図書館	22	20	2	5,510.97	4,732.97	778.00
	社会教育施設	5	4	1	5,871.66	3,861.93	2,009.73
	ホール・劇場	3	3	0	37,245.59	37,245.59	0
	博物館等	5	5	0	7,073.83	7,073.83	0
教育施設	小学校	45	45	0	304,919.19	304,919.19	0
	中学校	20	20	0	178,320.79	178,320.79	0
	高等学校	1	1	0	16,513.08	16,513.08	0
	その他教育施設	2	2	0	6,434.00	6,434.00	0
児童施設	放課後児童クラブ	45	44	1	5,165.40	5,165.40	0
	保育所	17	16	1	15,088.02	14,037.72	1,050.30
	その他児童施設	17	10	7	1,482.88	926.95	555.93
福祉施設	高齢者対象施設	7	6	1	4,484.01	4,390.12	93.89
	身体障害者対象施設	3	3	0	8,033.13	8,033.13	0
保健・医療施設	病院施設	11	10	1	69,601.88	69,601.88	0
	保健センター	4	3	1	6,087.00	4,975.66	1,111.34
スポーツ施設	体育館等	8	8	0	30,191.20	30,191.20	0
	競技場・球場	3	3	0	3,759.61	3,759.61	0
	プール	2	2	0	1,967.48	1,967.48	0
公園施設	公園管理施設等	12	12	0	3,168.76	3,168.76	0
住宅施設	市営住宅	24	17	7	103,613.33	84,254.59	19,358.74
環境施設	クリーンセンター	5	5	0	43,904.46	43,904.46	0
	資源リサイクルセンター	2	2	0	1,660.30	1,660.30	0
	処分場	1	1	0	96.46	96.46	0
その他施設	自転車駐車場	16	14	2	14,176.36	13,109.84	1,066.52
	自動車駐車場	1	1	0	7,226.40	7,226.40	0
	斎場等	5	5	0	4,416.99	4,416.99	0
	その他	24	23	1	10,744.81	10,534.81	210.00
公共施設全体		407	370	37	986,052.43	946,029.23	40,023.20

※市所有は行政財産、普通財産の面積を示し、民間等の延床面積は、民間建物、区分所有の面積を示す。

※複合施設で施設専有の延床面積が把握できない場合は、建物を所管している施設の延床面積に計上している。

(3) 令和4年4月1日現在

(参考) 表-3 公共施設の施設数と延床面積

大分類	中分類	施設数			延床面積 (㎡)		
		市所有	民間等		市所有	民間等	
行政サービス施設	本庁舎	6	2	4	28,721.06	23,521.10	5,199.96
	支所	9	5	4	3,629.46	2,256.60	1,372.86
	消防施設	53	53	0	20,753.58	20,753.58	0
	その他行政サービス	8	5	3	12,660.88	6,862.95	5,797.93
集会施設	市民センター	17	15	2	18,938.88	16,629.58	2,309.30
	その他集会施設	2	2	0	3,313.25	3,313.25	0
文化施設	図書館	22	19	3	6,330.62	5,447.92	882.70
	社会教育施設	5	4	1	5,664.16	3,654.43	2,009.73
	ホール・劇場	3	3	0	37,245.59	37,245.59	0
	博物館等	5	5	0	7,002.52	7,002.52	0
教育施設	小学校	45	45	0	305,284.86	305,284.86	0
	中学校	20	20	0	179,590.61	179,590.61	0
	高等学校	1	1	0	16,513.08	16,513.08	0
	その他教育施設	2	2	0	6,434.00	6,434.00	0
児童施設	放課後児童クラブ	45	44	1	5,881.06	5,881.06	0
	保育所	18	17	1	15,626.28	14,575.98	1,050.30
	その他児童施設	24	13	11	2,647.05	1,701.73	945.32
福祉施設	高齢者対象施設	7	6	1	4,484.01	4,390.12	93.89
	身体障害者対象施設	2	2	0	6,643.13	6,643.13	0
保健・医療施設	病院施設	9	8	1	68,145.25	68,145.25	0
	保健センター	4	3	1	6,087.00	4,975.66	1,111.34
スポーツ施設	体育館等	8	8	0	30,314.22	30,314.22	0
	競技場・球場	3	3	0	3,759.61	3,759.61	0
	プール	2	2	0	1,967.48	1,967.48	0
公園施設	公園管理施設等	12	12	0	3,168.76	3,168.76	0
住宅施設	市営住宅	24	17	7	104,025.73	84,254.59	19,771.14
環境施設	クリーンセンター	5	5	0	40,614.41	40,614.41	0
	資源リサイクルセンター	2	2	0	1,660.30	1,660.30	0
	処分場	1	1	0	96.46	96.46	0
その他施設	自転車駐車場	16	14	2	14,176.36	13,109.84	1,066.52
	自動車駐車場	1	1	0	7,226.40	7,226.40	0
	斎場等	5	5	0	4,416.99	4,416.99	0
	その他	26	25	1	12,778.24	12,568.24	210.00
公共施設全体		412	369	43	985,801.29	943,980.30	41,820.99

※市所有は行政財産、普通財産の面積を示し、民間等の延床面積は、民間建物、区分所有の面積を示す。

※複合施設で施設専有の延床面積が把握できない場合は、建物を所管している施設の延床面積に計上している。

3. インフラ施設の内訳

(1) 平成 27 年 4 月 1 日現在

(参考) 表-4 インフラの施設数

施設分類		数量	備考
公園	遊具のある公園緑地		288 箇所
	遊具の数	ブランコ	210 基
		鉄棒	142 基
		滑り台	212 基
		ジャングルジム	42 基
		グローブジャングル	5 基
		シーソー	29 基
		ラダー	11 基
		ハン登棒	13 基
		スプリング遊具	88 基
		複合遊具	35 基
		アスレチック遊具	33 基
		石山、人口的な築山	3 基
		その他遊具	13 基
		健康遊具	55 基
		砂場	230 基
		計	1,121 基
道路	本数		5,166 本
	総延長		1,128,139m
	橋梁		337 橋
			※横断歩道橋等を含む
河川	市内河川		6,958m
	都市水路・雨水管等		551,654m
	排水機場		5 箇所
	雨水貯留地		42 箇所
上水道	総延長	小金地区	160,905.8m
		常盤平地区	54,769.1m
		計	215,674.9m
			※松戸市水道の給水区域は小金地区と常盤平地区
下水道	管路		1,186,031m
	中継ポンプ		3 箇所
	マンホールポンプ		96 箇所
	下水道終末処理場		1 箇所
	雨水ポンプ場		1 箇所
	雨水貯留池		2 箇所
	地域排水ポンプ（雨水）		67 箇所
			※廃止施設は除く

(2) 平成 31 年 4 月 1 日現在

(参考) 表-5 インフラの施設数

施設分類		数量
公園		417 箇所
道路	道路実延長	1,127 km
	橋梁（横断歩道橋含む）	338 橋
	カルバート	6 箇所
	法面	111 箇所
	道路照明	約 3,200 基
	道路標識	約 2,000 基
河川	市内河川	6,958m
	都市水路・雨水管等	199,013m
	雨水貯留地	46 箇所
	排水機場	6 箇所
上水道	庁舎	720.17 m ²
	管路（導水管・配水管）	216,054.5m
	浄水場（休止済施設含む）	3 箇所
	配水場	1 箇所
下水道	管路	1,382,409m
	中継ポンプ	3 箇所
	マンホールポンプ	99 箇所
	下水道終末処理場（廃止済施設含む）	2 箇所
	雨水ポンプ場	1 箇所
	雨水貯留池	2 箇所
	地域排水ポンプ（雨水）	69 箇所

※施設分類及び数量は、各施設の修繕計画（長寿命化計画）等の対象施設との整合を図り、平成 27 年 4 月 1 日現在から見直しを行った。

(3) 令和4年4月1日現在

(参考) 表-6 インフラの施設数

施設分類		数量
公園		423 箇所
道路	道路実延長	1,128 km
	橋梁（横断歩道橋含む）	338 橋
	カルバート	6 箇所
	法面	111 箇所
	道路照明	約3,200 基
	道路標識	約2,000 基
河川	市内河川	6,958m
	都市水路・雨水管等	199,013m
	雨水貯留地	44 箇所
	排水機場	6 箇所
上水道	庁舎	720.17 m ²
	管路（導水管・配水管）	215,879.98m
	浄水場（休止済施設含む）	3 箇所
	配水場	1 箇所
下水道	管路	1,418,607m
	中継ポンプ	3 箇所
	マンホールポンプ	101 箇所
	下水道終末処理場（廃止済施設含む）	2 箇所
	雨水ポンプ場	1 箇所
	雨水貯留池	2 箇所
	地域排水ポンプ（雨水）	69 箇所

4. 長寿命化の基本的な考え方

(1) 老朽化した施設の長寿命化への展開

長寿命化の目的は、財政負担の平準化を図り、公共施設に求められる機能や性能を確保することです。今後は、施設をより長期に渡って使用することを基本として、施設の構造、使用年数、改修状況及び周辺施設の状況等を考慮しながら長寿命化に向けた改修を行います。

長寿命化に向けた改修では、建築物を構成する各種部位を修繕するだけでなく、耐久性を高めることに加え、省エネルギー化やバリアフリー化等の社会的要求水準の高まりにも対応していきます。

(2) 対象とする施設

長寿命化の対象とする施設は、原則、1981年（昭和56年）の新耐震基準以後に建築された施設とします。ただし、新耐震基準より前に建築された施設であっても、耐震性が確保されている施設で構造躯体の健全性が確認された施設は、長寿命化の対象とします。

(3) 目標使用年数の設定

長寿命化とは、老朽化した建築物の耐用年数を延ばすことをいいます。これまで鉄筋コンクリート造などの建物の耐用年数は60年としていましたが、長寿命化対策を実施する建築物については、「建築物の耐久計画に関する考え方」（（社）日本建築学会）などを参考に目標使用年数を80年以上に設定します。

ただし、市営住宅については、公営住宅法において建築物の耐用年限が定められているため、目標年数を70年とします。

(参考) 表-7 目標使用年数の設定

構 造	耐用年数	目標使用年数 (長寿命化対策を実施する施設)
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造	60年	80年以上 ※市営住宅は除く

5. 公共施設等更新等費用試算に関する主な試算条件

作成中

6. 公共施設の一覧（令和4年4月1日現在）

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積（㎡）
1	行政サービス施設	本庁舎	市役所庁舎	1959	23,205.60
2			市役所庁舎(衛生会館)	-	1,327.82
3			市役所庁舎(京葉ガスビル)	-	1,732.88
4			市役所庁舎(京葉ガス第2ビル)	-	1,093.90
5			市役所庁舎(共用物品倉庫、詰所、体育館)	1979	315.50
6			市役所庁舎(クミアイビル)	-	1,045.36
7		支所	常盤平支所	-	628.17
8			小金支所	-	406.10
9			小金原支所	1976	163.00
10			六実支所	1979	325.00
11			馬橋支所	-	267.07
12			新松戸支所	1981	344.00
13			矢切支所	1982	511.48
14			東松戸支所(東部支所)	2021	913.12
15			行政サービスセンター	-	71.52
16	消防施設	消防局	1982	4,358.27	
17		中央消防署	2019	3,316.33	
18		西口消防署	1984	895.70	
19		二十世紀が丘消防署	1973	882.47	
20		小金消防署	2012	1,775.61	
21		馬橋消防署	1977	894.71	
22		大金平消防署	1992	896.03	
23		八ヶ崎消防署	1996	899.99	
24		五香消防署	2002	1,589.45	
25		六実消防署	1979	865.50	
26		東部消防署	1985	881.46	
27		南花島消防センター(1分団)	1994	61.36	
28		上本郷消防センター(2分団)	2006	59.76	
29		明消防センター(3分団)	2000	57.74	
30		和名ヶ谷消防センター(4分団)	1995	57.74	
31		本町消防センター(5分団)	1993	44.50	
32		小山消防センター(6分団)	1993	56.68	
33		栄町消防センター(7-1分団)	1994	59.09	
34		古ヶ崎新田消防センター(7-2分団)	1994	57.14	
35		古ヶ崎消防センター(7-3分団)	1999	57.74	

※ドラフト版

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)
36			馬橋消防センター(8分団)	1998	57.06
37			中根消防センター(9-1分団)	1995	59.86
38			新作消防センター(9-2分団)	2002	57.74
39			三ヶ月消防センター(10分団)	2000	57.14
40			幸谷消防センター(11分団)	1992	61.02
41			新松戸消防センター(12分団)	2003	57.74
42			旭町消防センター(12-1分団)	1996	59.76
43			主水新田消防センター(13-1分団)	1997	57.74
44			八ヶ崎消防センター(14分団)	1997	59.76
45			小金原消防センター(15分団)	1994	59.76
46			根木内消防センター(16分団)	1997	57.58
47			二ツ木消防センター(17分団)	1993	61.60
48			小金消防センター(18分団)	2009	59.76
49			中金杉消防センター(19分団)	1999	57.74
50			大金平消防センター(20分団)	1994	57.74
51			金ヶ作消防センター(21分団)	1995	59.76
52			佐野消防センター(22分団)	1993	59.09
53			日暮消防センター(23分団)	2000	57.74
54			千駄堀消防センター(24分団)	1994	59.09
55			串崎南町消防センター(25分団)	2010	59.74
56			五香消防センター(26分団)	1989	47.60
57			六実消防センター(27分団)	1999	58.00
58			紙敷新田消防センター(28-1分団)	2004	57.74
59			秋山消防センター(28-2分団)	2001	58.10
60			高塚新田消防センター(29分団)	1994	57.74
61			紙敷中台消防センター(30分団)	1994	57.74
62			紙敷向消防センター(31分団)	1996	59.76
63			河原塚消防センター(32分団)	1998	57.74
64			中矢切消防センター(33分団)	1995	55.52
65			下矢切消防センター(34-1分団)	1994	57.74
66			栗山消防センター(34-2分団)	1998	57.74
67			大橋消防センター(35分団)	2015	61.16
68			消防訓練センター	1989	1,122.31
69			勤労会館	1980	1,164.59

※ドラフト版

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)		
70		その他行政サービス	男女共同参画センター	1980	1,092.89		
71			根木内東文書庫(校舎)	1979	3,914.00		
72			松戸競輪場(事務所)	-	125.00		
73			松戸市公設地方卸売市場南部市場	-	5,374.00		
74			南花島建物	1979	626.67		
75			六実駅周辺都市整備事業所	1982	64.80		
76			パスポートセンター	-	298.93		
77			集会施設	市民センター	明市民センター	-	891.30
78	稔台市民センター	1974			1,575.24		
79	古ヶ崎市民センター	1976			921.38		
80	常盤平市民センター	-			1,418.00		
81	八柱市民センター	1988			688.16		
82	小金市民センター	1978			1,120.73		
83	小金北市民センター	1984			695.33		
84	小金原市民センター	1976			703.58		
85	六実市民センター	1979			2,568.47		
86	五香市民センター	1977			949.84		
87	松飛台市民センター	1984			843.10		
88	馬橋東市民センター	1983			1,102.07		
89	八ヶ崎市民センター	1991			905.39		
90	新松戸市民センター	1981			1,761.01		
91	馬橋市民センター	1976			1,045.57		
92	二十世紀が丘市民センター	1986			689.91		
93	東部市民センター	1974			1,059.80		
94		その他集会施設			まつど市民活動サポートセンター	1974	1,906.08
95					市民交流会館	2016	1,407.17
96	文化施設	図書館		図書館本館	1973	1,881.36	
97			子ども読書推進センター	1971	651.00		
98			図書館東松戸地域館	2021	933.97		
99			図書館常盤平分館	-	178.00		
100			図書館小金原分館	1976	188.00		
101			図書館小金分館	1978	275.00		
102			図書館新松戸分館	1981	212.00		
103			図書館明分館	-	104.70		
104			図書館稔台分館	1974	121.00		
105			図書館八柱分館	1988	103.00		
106			図書館松飛台分館	1984	79.00		
107			図書館五香分館	1977	70.00		

※ドラフト版

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)	
108			図書館六実分館	1979	146.00	
109			図書館古ヶ崎分館	1976	78.62	
110			図書館馬橋分館	1976	66.00	
111			図書館馬橋東分館	1983	96.00	
112			図書館八ヶ崎分館	1991	93.00	
113			図書館小金北分館	1984	79.00	
114			図書館矢切分館	1976	101.97	
115			図書館二十世紀が丘分館	1986	90.00	
116			図書館和名ヶ谷分館	1996	183.00	
117			図書館倉庫	-	600.00	
118			社会教育 施設	タウンスクール根木内	1977	931.48
119		矢切公民館		1976	529.24	
120		松戸文化ホール		-	2,009.73	
121		青少年会館		1975	1,997.41	
122		青少年会館樋野口分館		1990	303.80	
123		ホール・劇 場	市民会館	1964	5,556.87	
124			市民劇場	1981	1,698.99	
125			文化会館	1993	29,989.73	
126		博物館等	戸定邸	1884	725.58	
127			戸定歴史館	1991	489.17	
128			旧齋藤邸	1901	187.59	
129			松雲亭	1978	153.45	
130			博物館	1992	5,446.73	
131		教育施設	小学校	中部小学校	1971	6,548.00
132				東部小学校	1969	7,042.74
133				北部小学校	1967	7,802.00
134				相模台小学校	1968	7,143.00
135				南部小学校	1967	5,921.00
136				矢切小学校	1968	6,906.00
137				高木小学校	1966	5,930.00
138	高木第二小学校			1967	8,071.00	
139	馬橋小学校			1966	7,222.00	
140	小金小学校			1965	8,420.00	
141	常盤平第一小学校			1960	6,049.00	
142	常盤平第三小学校			1967	6,616.40	
143	稔台小学校			1965	7,214.00	
144	常盤平第二小学校			1965	6,573.00	
145	上本郷小学校			1968	6,886.00	
146	小金北小学校			1968	5,970.00	
147	根木内小学校			1969	7,452.00	

※ドラフト版

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)
148			栗ヶ沢小学校	1969	7,935.00
149			松飛台小学校	1969	7,710.00
150			松ヶ丘小学校	1970	5,343.10
151			柿ノ木台小学校	1971	7,055.00
152			古ヶ崎小学校	1971	7,699.00
153			六実小学校	1971	5,759.00
154			八ヶ崎小学校	1971	6,186.00
155			梨香台小学校	1972	6,214.00
156			寒風台小学校	1972	5,813.00
157			河原塚小学校	1974	5,988.00
158			和名ヶ谷小学校	1975	7,013.00
159			旭町小学校	1975	8,391.00
160			牧野原小学校	1975	8,325.50
161			貝の花小学校	1976	7,014.00
162			金ヶ作小学校	1976	5,085.00
163			馬橋北小学校	1976	7,272.00
164			殿平賀小学校	1976	6,180.00
165			横須賀小学校	1977	7,330.00
166			八ヶ崎第二小学校	1977	5,641.00
167			六実第二小学校	1977	5,184.00
168			新松戸南小学校	1978	7,001.00
169			松飛台第二小学校	1978	5,769.00
170			上本郷第二小学校	1969	5,819.75
171			大橋小学校	1981	5,906.00
172			六実第三小学校	1972	6,358.70
173			幸谷小学校	1983	6,086.67
174			新松戸西小学校	1987	6,858.00
175			東松戸小学校	2016	10,582.00
176		中学校	第一中学校	1965	9,591.00
177			第二中学校	1965	9,022.00
178			第三中学校	1968	8,675.00
179			第四中学校	1970	9,495.00
180			第五中学校	1973	8,824.40
181			第六中学校	1978	10,730.00
182			小金中学校	1979	10,007.11
183			常盤平中学校	1967	10,605.00
184			栗ヶ沢中学校	1970	9,104.00
185			六実中学校	1981	9,980.00
186			小金南中学校	1973	7,234.00
187			古ヶ崎中学校	1974	9,220.00

※ドラフト版

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)		
188			牧野原中学校	1977	8,067.00		
189			河原塚中学校	1978	9,878.82		
190			根木内中学校	1978	7,734.00		
191			新松戸南中学校	1979	9,049.00		
192			金ヶ作中学校	1981	7,768.00		
193			和名ヶ谷中学校	1982	8,785.00		
194			旭町中学校	1985	6,893.28		
195			小金北中学校	1990	8,928.00		
196			高等学校	市立松戸高等学校	1976	16,513.08	
197			その他教育施設	旧古ヶ崎南小学校	1982	5,621.00	
198				旧根木内東小学校(体育館、倉庫、プール)	1979	813.00	
199			児童施設	放課後児童クラブ	新松戸西放課後児童クラブ	2012	114.80
200					柿ノ木台放課後児童クラブ	1971	75.00
201					高木第二放課後児童クラブ	1977	85.35
202					六実放課後児童クラブ	1979	83.70
203					矢切放課後児童クラブ	1981	86.90
204					旭町放課後児童クラブ	1978	81.10
205					横須賀放課後児童クラブ	2022	587.85
206	寒風台放課後児童クラブ	1982			95.00		
207	金ヶ作放課後児童クラブ	1976			64.00		
208	栗ヶ沢放課後児童クラブ	1974			85.98		
209	古ヶ崎放課後児童クラブ	1979			63.00		
210	松ヶ丘放課後児童クラブ	2017			168.90		
211	幸谷放課後児童クラブ	2021			380.48		
212	梨香台放課後児童クラブ	1980			98.00		
213	高木放課後児童クラブ	1975			76.50		
214	根木内放課後児童クラブ	1977			159.35		
215	貝の花放課後児童クラブ	1976			84.50		
216	小金放課後児童クラブ	1977			65.63		
217	小金北放課後児童クラブ	1972			94.50		
218	北部放課後児童クラブ	1975			76.50		
219	松飛台第二放課後児童クラブ	1982			99.00		
220	松飛台放課後児童クラブ	1973			63.00		
221	上本郷第二放課後児童クラブ	2003			117.43		
222	上本郷放課後児童クラブ	1975			94.00		
223	常盤平第一放課後児童クラブ	1969			95.35		
224	常盤平第二放課後児童クラブ	2015			128.47		
225	新松戸南放課後児童クラブ	1985			175.00		
226	稔台放課後児童クラブ	-			0.00		

※ドラフト版

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)
227			相模台放課後児童クラブ	2010	164.28
228			大橋放課後児童クラブ	2012	81.00
229			中部放課後児童クラブ	1971	161.00
230			殿平賀放課後児童クラブ	1976	64.00
231			東部放課後児童クラブ	2001	100.88
232			南部放課後児童クラブ	1980	63.75
233			馬橋放課後児童クラブ	1982	164.13
234			馬橋北放課後児童クラブ	1985	220.87
235			八ヶ崎第二放課後児童クラブ	1980	128.00
236			八ヶ崎放課後児童クラブ	1973	126.00
237			東松戸放課後児童クラブ	2016	334.81
238			常盤平第三放課後児童クラブ	1977	187.60
239			牧野原放課後児童クラブ	1975	127.50
240			六実第三放課後児童クラブ	1972	121.30
241			六実第二放課後児童クラブ	2010	120.95
242			和名ヶ谷放課後児童クラブ	2006	114.18
243			河原塚放課後児童クラブ	2018	201.52
244		保育所	梨香台保育所	1974	938.27
245			二十世紀ヶ丘保育所	1978	854.42
246			松ヶ丘保育所	1979	777.93
247			北松戸保育所	-	1,050.30
248			八柱保育所	1977	1,079.68
249			牧の原保育所	1975	1,131.63
250			松飛台保育所	1980	823.56
251			六実保育所	1975	981.04
252			古ヶ崎保育所	1976	578.07
253			古ヶ崎第二保育所	1982	649.64
254			馬橋西保育所	1976	840.26
255			新松戸中央保育所	1980	902.34
256			新松戸南部保育所	1981	957.63
257			新松戸北保育所	1982	790.27
258			小金北保育所	1977	903.19
259			小金原保育所	1969	632.22
260			コアラ保育所	1973	1,197.57
261			ケヤキッズ保育園	2017	538.26
262		その他児童施設	ほっとるーむ新松戸	2009	77.92
263			ほっとるーむ東松戸	-	244.58
264			おやこ DE 広場ふれあい 22	1997	176.74
265			おやこ DE 広場ゆうまつど	1980	0.00
266			おやこ DE 広場旭町	1991	0.00

※ドラフト版

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)
267			おやこ DE 広場小金原	1977	74.52
268			ほっとる一む常盤平	1967	67.59
269			ほっとる一む松戸	-	0.00
270			おやこ DE 広場南花島	2000	90.29
271			おやこ DE 広場馬橋	-	0.00
272			おやこ DE 広場北小金	-	0.00
273			おやこ DE 広場北松戸	-	59.94
274			おやこ DE 広場矢切	1982	0.00
275			おやこ DE 広場みのり台	-	0.00
276			小金原幼児教室	1991	226.80
277			常盤平児童福祉館	1967	213.09
278			野菊野こども館	-	251.41
279			中高生の居場所(五香六実地区)	-	76.66
280			中高生の居場所(八柱地区)	-	76.38
281			ほっとる一む八柱	-	197.47
282			おやこ DE 広場八ヶ崎	-	38.88
283			六実こども館	1979	80.75
284			樋野口こども館	1990	100.00
285			青少年プラザ	2021	486.53
286	福祉施設	高齢者対象施設	小金原老人福祉センター	1976	825.94
287			シニア交流センター	1991	1,373.57
288			東部老人福祉センター	1981	215.50
289			野菊野敬老ホーム	-	93.89
290			矢切老人福祉センター	1976	643.34
291			六実高柳老人福祉センター	1980	706.20
292			常盤平老人福祉センター	2013	625.57
293		身体障害者対象施設	子ども発達センター	1997	4,366.14
294			障害者福祉センター	1997	2,276.99
295	保健・医療施設	病院施設	休日土曜日夜間歯科診療所	-	0.00
296			市立総合医療センター	2017	46,817.37
297			上本郷第二医師住宅	1991	787.13
298			市立総合医療センター看護師寮	1987	956.83
299			市立総合医療センター附属看護専門学校	1986	2,516.03
300			市立総合医療センター附属保育所	1977	646.66
301			東松戸病院・梨香苑	1967	14,571.80

※ドラフト版

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)	
302			東松戸病院(看護師寮、保育施設)	1993	1,646.08	
303			夜間小児急病センター	2017	203.35	
304			保 健 セ ン タ ー	中央保健福祉センター	1993	3,832.06
305				常盤平保健福祉センター	1997	1,105.60
306				常盤平保健福祉センター六実保健室	1979	38.00
307				小金保健福祉センター	-	1,111.34
308			ス ポ ー ツ 施設	体育館等	クリーンセンター(体育施設)	1980
309	運動公園体育館	1974			6,830.71	
310	柿ノ木台公園体育館	1999			3,344.23	
311	小金原体育館	1984			3,228.78	
312	常盤平体育館	1986			2,270.91	
313	東部スポーツパーク	1980			1,836.08	
314	和名ヶ谷スポーツセンター	1996			8,843.77	
315	市民交流会館(体育施設)	1981			1,292.00	
316	競技場、球 場	運動公園競技場			1971	3,348.53
317		金ヶ作庭球場			1971	19.80
318		栗ヶ沢公園庭球場		1972	391.28	
319	プール	運動公園プール		1971	430.28	
320		新松戸プール管理棟		1982	1,537.20	
321	公園施設	公 園 管 理 施設等		21世紀の森と広場(アウトドアセンター)	2000	289.00
322			21世紀の森と広場(カフェテラス)	1993	391.00	
323			21世紀の森と広場(パークセンター)	1993	992.00	
324			21世紀の森と広場(野外活動受付棟)	2000	169.08	
325			21世紀の森と広場(南事務棟)	1987	265.00	
326			21世紀の森と広場(自然観察舎)	1994	301.00	
327			21世紀の森と広場(作業員休憩所)	1993	56.00	
328			21世紀の森と広場(売店)	1988	26.00	
329			21世紀の森と広場(工作室)	1991	59.92	
330			21世紀の森と広場(エレベーター)	1999	53.00	
331			ユーカリ交通公園	1986	324.87	
332			東松戸ゆいの花公園管理センター	2007	241.89	

※ドラフト版

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)
333	住宅施設	市営住宅	相模台住宅	1967	3,236.66
334			小金原住宅	1970	2,048.65
335			八ヶ崎住宅	1971	8,407.39
336			小金原併存住宅	1973	3,574.10
337			幸田住宅	1974	3,052.41
338			横須賀住宅	1975	4,285.04
339			常盤平南部住宅	1976	9,434.27
340			幸田第二住宅	1979	10,733.04
341			常盤平南部第二住宅	1981	1,928.70
342			天神山住宅	1981	3,733.60
343			新松戸住宅	1983	7,986.09
344			松戸新田住宅	1984	3,735.33
345			新松戸第二住宅	1986	5,375.48
346			三矢小台住宅	1988	2,744.49
347			六高台住宅	1988	8,075.10
348			シルバー-中金杉	1992	2,016.29
349			松戸新田第二住宅	1993	3,887.95
350			三ヶ月住宅	-	2,500.39
351			八柱住宅	-	2,140.69
352			栄町住宅	-	3,442.47
353	日暮住宅	-	3,296.02		
354	八柱第二住宅	-	2,114.42		
355	八柱第三住宅	-	2,096.45		
356	牧の原団地住宅	-	4,180.70		
357	環境施設	クリーンセンター	クリーンセンター	1980	6,516.42
358			東部クリーンセンター	1981	11,284.26
359			日暮クリーンセンター	1988	2,808.47
360			和名ヶ谷クリーンセンター	1995	18,942.42
361			ごみ中継施設	2020	1,062.84
362	資源リサイクルセンター	資源リサイクルセンター	資源リサイクルセンター	1981	1,244.75
363			日暮資源リサイクル施設	1991	415.55
364	処分場	日暮最終処分場	1984	96.46	
365	その他施設	自転車駐車場	五香駅西口第1自転車駐車場	1985	887.56
366			五香駅東口第2自転車駐車場	1985	638.74
367			松戸駅西口公園下自転車駐車場	1984	1,726.58
368			松戸駅東口自転車駐車場(南棟)	1981	1,273.83

※ドラフト版

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)
369			常盤平駅北口第3自転車駐車場	1984	875.37
370			八柱駅南口第1自転車駐車場	1985	930.27
371			北小金駅南口第1自転車駐車場	1986	1,159.99
372			北小金駅北口参道第1自転車駐車場	1983	783.72
373			北松戸駅西口自転車駐車場	1996	2,229.84
374			稔台駅南口第1自転車駐車場	1988	617.64
375			六実駅第2自転車駐車場	1987	637.30
376			松戸駅西口高架下自転車駐車場	1982	360.00
377			松戸駅東口高架下自転車駐車場	1980	200.00
378			新松戸駅西口高架下第一自転車駐車場	1979	789.00
379			松戸駅西口第5自転車駐車場	-	610.52
380			八柱駅南口第2自転車駐車場	-	456.00
381		自動車駐車場	松戸駅西口地下駐車場	1985	7,226.40
382		斎場等	斎場	1974	2,268.81
383			白井聖地公園管理事務所	1987	239.80
384			白井聖地公園無縁墓地	2007	159.75
385			白井聖地公園(便所)	2013	89.00
386			北山市民会館	1974	1,659.63
387		その他	すぐやる課詰所	1979	0.00
388			金ヶ作育苗圃管理棟	1976	279.41
389			古ヶ崎本田集会所	1980	79.49
390			高塚新田集会所	1979	229.18
391			紙敷新田集会所	1980	190.46
392			七衛門新田集会所	1975	120.07
393			秋山集会場	1979	186.93
394			旧青松園	1979	346.21
395			松戸競輪場選手宿舎(A棟)	1990	2,970.97
396			松戸三丁目西自治会集会所	1960	103.95
397			松戸市警防ネットワーク安全安心ステーション	2009	104.34
398			松戸地域職業訓練センター	1993	1,221.40
399			常盤平会館	1976	197.67
400			新松戸未来館	2009	571.45
401			相川会館	1976	132.50

※ドラフト版

番号	大分類	中分類	施設名	建築年	延床面積 (㎡)
402			旧向新橋青年館	1969	194.95
403			旧中内青年館	1969	294.30
404			宮前公衆便所	1978	11.14
405			北松戸公衆便所	1982	23.57
406			馬橋公衆便所	1985	10.08
407			新松戸公衆便所	1989	48.41
408			総合福祉会館	1976	3,152.08
409			松戸スタートアップオフィス	-	210.00
410			旧東部支所	1983	539.42
411			旧小金消防署	1965	864.46
412			小金原文書庫	1973	695.80

※市所有の施設のみ建築年を記載しています。

7. 松戸市公共施設再編整備検討委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、本市の公共施設再編整備の推進に向けた取組に関し、広く検討を行うため、松戸市公共施設再編整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項を協議及び調整することとする。

- (1) 公共施設再編整備に係る計画に関する事項
- (2) 松戸市公共施設再編整備推進審議会での審議事項
- (3) その他、公共施設再編に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会の構成は、別表1のとおりとする。

2 委員長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(松戸市公共施設のあり方検討プロジェクト)

第6条 委員会の下部組織として、その所掌事務に関する個別的・専門的事項の調査を行うため、松戸市公共施設のあり方検討プロジェクト（以下「検討プロジェクト」という。）を設置する。

2 検討プロジェクトの構成は、別表2に掲げる課等の長の推薦により、その所属する職員を充てる。

3 検討プロジェクトの運営は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会及び検討プロジェクトの庶務は、総合政策部公共施設再編課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月27日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員長	副市長
副委員長	総合政策部長
委員	総務部長
委員	財務部長
委員	市民部長
委員	経済振興部長
委員	環境部長
委員	健康福祉部長
委員	福祉長寿部長
委員	子ども部長
委員	街づくり部長
委員	建設部長
委員	生涯学習部長
委員	学校教育部長
委員	病院事業管理局長
委員	消防局長

別表2（第6条関係）

課名等	人数
行政経営課	各1名
総務課	
オフィス・サービス創造課	
男女共同参画課	
すぐやる課	
財政課	
財産活用課	
市民自治課	
市民安全課	
市民課	
常盤平支所	
小金支所	
小金原支所	
六実支所	
馬橋支所	
新松戸支所	
矢切支所	
東松戸支所	
商工振興課	
消費生活課	
公営競技事務所	

廃棄物対策課
環境業務課
東部クリーンセンター
日暮クリーンセンター
和名ヶ谷クリーンセンター
地域医療課
地域福祉課
健康推進課
高齢者支援課
健康福祉会館
子育て支援課
子どもわかもの課
保育課
街づくり課
交通政策課
みどりと花の課
公園緑地課
住宅政策課
建築保全課
道路建設課
下水道維持課
管財課
東松戸病院総務課
教育政策研究課
社会教育課
文化財保存活用課
スポーツ課
図書館
学校施設課
市立高等学校
消防総務課

8. 用語集

	用語	説明
ア行	SDGs	持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。
サ行	諸元重要度	「全区区分」、「緊急輸送路」、「迂回路」、「交通量」及び「橋梁規模」により決定した修繕に係る重要度
	ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、ビルの断熱性・省エネルギー性能を上げるとともに、太陽光発電システムなどでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支をプラスマイナス「ゼロ」とすること。

作成中

松戸市公共施設再編整備推進審議会委員名簿

敬称略

	氏 名	役 職 等	選出区分
会 長	やなぎさわ かなめ 柳澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授	学識経験者
委嘱期間：令和3年11月1日～令和5年10月31日			
副会長	ふじむら りゅうじ 藤村 龍至	東京藝術大学美術学部建築科 准教授	学識経験者
委嘱期間：令和3年11月1日～令和5年10月31日			
委 員	いけざわ りゅうぞう 池澤 龍三	一般財団法人建築保全センター 第三研究部 次長	学識経験者
委嘱期間：令和3年11月1日～令和5年10月31日			
委 員	むらやま あきと 村山 顕人	東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻 准教授	学識経験者
委嘱期間：令和3年11月1日～令和5年10月31日			
委 員	おがわ さなえ 小川 早苗	松戸市社会福祉協議会 副会長	市民関係団体
委嘱期間：令和3年11月1日～令和5年10月31日			
委 員	しぶや ひろゆき 渋谷 寛之	松戸市町会・自治会連合会 小金原地区地区長	市民関係団体
委嘱期間：令和3年11月1日～令和5年10月31日			